

公開シンポジウム

戦後の神社神道

〔日時〕 令和元年七月十四日(土)

午後一時三十分～五時

〔会場〕 國學院大學渋谷キャンパス常磐松ホール

〔主催〕 明治聖徳記念学会

〔共催〕 國學院大學研究開発推進センター

戦後の神道と神社

茂 木 貞 純

茂木でございます。私は昭和五十五年に神社本庁に入りました。当時ありました調査部に入り、その後、二十五年勤務させていただきました。その経験をもとに神社本庁の戦後の歩みを中心として、お話をさせていただきますと思います。

昭和二十年八月十五日、昭和天皇の詔により、わが国はポツダム宣言を受諾して敗戦ということになり、米軍の占領下に置かれます。連合軍の総司令官としてアメリカのマッカーサー元帥が着任して戦後の占領行政が始まります。占領によって民主化と称して戦前の有り様が全く変えられることになるわけです。民主化といいますが、実際はアメリカの国務省から日本占領の目的がGHQに送られてくるわけですが、そこでは日本が再び米国の脅威にな

らないようにという指令でありますので、それに沿った民主化政策が様々とられることになります。

一 神社本庁の設立

そうしたなかで神社に対してどのような行政がなされるのか、まだ誰もわからないわけですが、神社に対して非常に厳しい措置をとってくるのではないかということを予想されて終戦直後から動き始めた神社関係者がいるわけです。神社本庁創立あるいは「神社新報」の創刊に関わった葦津珍彦さんでありますけれども、八月十五日以降、様々な神社関係者と連絡をとって、あらかじめ対策をとらないと大変な混乱になると予想したのです。いままで神社は国家管理の体制である意味整然と行政が行われてきたわ

けですが、もしそういう体制が一方的に崩れてしまうと大混乱になるのではないかという予想のもとで、関係者のあいだに様々話をして回ったようであります。しかし、実際にどんな措置がとられるか、誰も予想もつかないわけですから、半信半疑でそういう話を聞いているという状況だったようであります。しかし、十月四日のいわゆる「自由の指令」というのが発令されることによって、相当厳しい政策がとられるのではないかということが現実味を帯びてきたのであります。

そして十一月八日ではありますが、当時の皇典講究所の専務理事をされていた吉田茂氏がGHQの民間宗教情報局の宗教課長バンス氏と会談をされています。宗教行政を取り扱うセクションの中心人物と会談をするわけです。吉田茂さんは、首相をなさった吉田茂さんとは違う方でありまして、厚生大臣などを務められ、また神社と非常に関係の深い方で、当時は皇典講究所の専務理事という立場であったわけです。おそらく葦津「珍彦」さんとの打ち合わせのもとだと思えますけれども、積極的に国家管理から神社全体が離れようという提案を、この十一月八日の時点でしております。今後神社界は、民間団体としてまとまって神社関係の事項を取り扱っていくという形をとりたい、国家管理から離れていくということを提案しているのです。

当時は神社行政をどういうふうにしていくかということ占領軍側でも種々検討していて、「神道指令」のもとになる原案を様々作成している途中でありました。ですから、そういうことを踏まえながらバンス課長は吉田さんとの会談を行っていたわけです。十一月八日にその会談をもって、三日後の十一月十一日には新団体設立準備委員会を開催しております。その後、現在國學院の三号館の建っているところになりました、当時の神職会館に皆さんが集まって設立に向けた会合を何度も開いて、非常にスムーズにといえます。どうか、全国の有力な神職に集合していただいて、新団体設立に向けた会合を開いています。そうしたなか、十二月十五日に「神道指令」が出され、神社は国家から完全分離されることになります。そして、神社行政の中心であった神祇院の廃止が日本政府に命ぜられたわけです。

そして、新団体設立の準備も進んでおりまして、年が明けた昭和二十一年の一月二十三日に新団体となる神社本庁の設立総会が開催されることになります。そして二月二日に戦前の神祇関係の法令が廃止され、神祇院も解体されます。その翌日に宗教法人として全国神社が保全されることになり、二月三日に宗教法人となった全国神社の包括法人として神社本庁が設立されることになります。戦前の国家管理の体制から、本心に寸分の隙間もなく、宗教法人とな

り、戦後の新しい神社本庁という体制に引き継ぎがされる。そして、神社祭祀の伝統の維持、神職の任免の制度、神職養成制度の確立、神社護持のため統理の承認事務の確立、それから戦後の神道教化策の振興、さらには伊勢の神宮の神宮大麻の頒布などを、大きな混乱をすることなく新業務が始まっています。神道指令によって壊滅的な打撃を受けるのではないかと予想されましたけれども、ほとんど混乱なく、新団体に受け継がれていきました。

そして、新しくできた神社本庁でありますけれども、設立の段階で様々な議論のなかで団体の性質として二方向が提案されております。一つは神社連盟案、それから神社教案。神社連盟は、個々の神社は独立していて、そのゆるやかな連合体です。もう一つは神社教案でありますから、一人の管長のもとにすべての神社がピラミッド式に構成するというかたちでありましたが、いろいろ議論のなかで神社連盟案が採用されております。つまり、占領行政によっていちばん上の管長が行政上のいろいろな指示を受けた場合、下の全神社がそれに従わなくてはいけないというような体制は占領下にあっては危険だということで、個々の神社は独立して、そのゆるやかな連合体、包括法人という形をとった。これもいちばん最初に危機感を感じて動き始めた葦津さんの構想でありました。そういう形で神社本庁が

成立した。「神道指令」下、神社を超国家主義と軍国主義の温床と決めつけておりますので、強い圧力で神社神道を攻撃するという姿勢でありましたから、その「神道指令」の圧力から神社を防御するというかたちでの発足。そして、神社業務の戦前から戦後への継続性を確保していった。この点が神社本庁の性格を知る上での原点ではないかと思っております。

二 国柄回復への国民運動

そして、サンフランシスコ講和条約で主権が回復します。独立後は、占領行政によって傷つけられた国柄、国体の回復に向けた動き、国民運動を積極的に実施していく。いちばん初めに手掛けたのは①「紀元節復活運動」であります。昭和二十三年「国民の祝日に関する法律」によって、戦前二月十一日にお祝いされてきた紀元節が廃止になります。神話に起源する祭日は「神道指令」違反との理由であります。昭和二十六年にサンフランシスコ講和条約の締結により独立が回復することで、紀元節復活に向けた国民運動を展開してまいります。

早くも昭和三十二年の通常国会に建国記念日法案が提出されたわけですが、衆議院では可決しておりますが、参議院では当時の社会党などの反対により審議されること

なく廃案となっています。以後、復活推進派と反対派で国を二分する論争が繰り返られ、そのため、地道な法制化のための啓発活動が行われます。一方で、全国にある神社を中心として全国各地で奉祝行事の実施を行って機運を高めていくわけですが、戦後の情勢は簡単にこれを進めていくことはできません。十年以上でありますけれども、昭和四十一年の通常国会で祝日法の改正案が提出され、六月に衆参両院で可決される。そして、十二月に政令で建国記念の日を二月十一日に定めるということで、ここでもうやく法制化が成立した。翌年の昭和四十二年の建国記念日には全国千五百三十か所で奉祝の行事が行われたということがあります。神道指令で廃止された紀元節の復活は、日本神話に由来する建国伝承の復活でもあったわけで、その意味で非常に大きな誇りの回復につながったと思います。

②としまして、「元号の法制化運動」があります。わが国の元号は第三十六代の孝徳天皇の大化以来連綿と続いて現代に至っているわけです。明治以降は一世一元の制が採用され、このことは「旧皇室典範」に制定されていたわけですが、戦後、日本国憲法の制定に伴い、旧皇室典範が廃止され、新典範となったため、元号についての規定がなくなっていました。昭和四十三年の明治維新百年の記念行事の折、神社本庁は一世一元の法制化を促進するとい

う宣言をして国民運動を始めます。昭和五十年、天皇陛下ご即位五十年の奉祝大会、これは神社界内部の大会であります。それを機に一世一元の法制化を政府に要望し、昭和五十二年からは元号法制化に向けた日本青年協議会の全国キャラバンを支援して、一緒に元号法の法制化の実現を訴えております。そして、昭和五十四年、通常国会に法案が提出され、元号法が法制化された。当時は、元号を廃止して西暦一本という論調も非常に強かったわけです。とくに朝日新聞は西暦の表記を採用しておりましたので、そういう意味で伝統文化の再認識に大きく寄与したのではないかと思います。

③でありますけれども、「神宮の真姿顕現運動」があります。戦後、伊勢の神宮はもちろん皇室と非常に密接な関係があるわけですが、伊勢の神宮も一宗教法人となりました。その由緒から皇室と密接な関係にあるわけですが、宗教法人になったことでその関係が非常に希薄になっていったわけです。そこで昭和三十年に神宮の内部で神宮制度改正案をまとめて、改革に向けた活動を開始しております。昭和三十五年、三重県選出の浜地文平衆議院議員がその年の臨時国会に伊勢の神宮に関する質問主意書を提出しております。その趣旨は、伊勢の神宮に祀られている御鏡は、皇祖から皇孫に授けられたものであって、皇室経済法第七条

の「皇位と共に伝わるべき由緒ある物は、皇位と共に、皇嗣がこれを受ける」とあるように、皇位と密接不可分のもので、神宮が神宮の自由意思で処分できるものではないことを明確に確認する、ということでありました。これも日本神話の伝承によりまして、皇祖天照大神から皇孫瓊瓊杵尊に御鏡が与えられて、「吾が御前を拜くが如、いつきまつれ」と。この神勅のもとに皇室で祀られ、その後、伊勢の神宮に奉斎されるという由緒があるわけで、そのことをより明確にするということでありました。

その結果、昭和三十五年十月、当時の池田勇人首相より政府答弁書が発表されました。その要旨は、「神宮に祀られている御鏡は皇祖が皇孫に授けられた八咫鏡であり、皇位とともに伝わるべき由緒あるものである。皇居の賢所に祀られている形代の御鏡の御本体である。故に、その御本質を無視して、神宮が処置できるものではない。神宮に関する重要事項は皇室と協議することになっている」。こういう主旨の政府答弁書でありまして、皇室と神宮との関係は密接不可分なもので、宮中三殿の賢所にお祀りされている御鏡が御代宮であって、その御本宮が伊勢神宮だという認識、神宮に関わることはすべて皇室と協議する慣例になっているという政府答弁書で、宗教法人となった伊勢神宮と皇室とが密接不可分の関係にあることが確認されてお

ります。これは神社界内部のことではありますけれども、国家の基本に関わることであり、非常に大きな成果であったのではないかと思います。

三 戦後の国民思想を正す運動

これ以外にも様々な国民運動があったわけですが、次に三番目のお話に移ります。戦後の国民思想を正す運動ということで、①「国民精神昂揚運動」を挙げさせていただきます。昭和四十年代に反体制運動、学生運動の過激化、さらに昭和四十五年に日米安保条約の改定、これに合わせた反対運動の高まりということで、世の中が非常に不安定になっていったわけです。神社界では昭和四十二年に国民精神昂揚運動を推進することを決定しております。その基本方針は伊勢の神宮を崇敬し、皇室を尊び、日本の伝統的国家理念を護持することを基調として国民精神の振興を図る目的のもとに、この国民精神昂揚運動を推進するわけです。

実際は、神社関係者の意識を高める、そして神宮あるいは皇室への尊崇の念を高めていって、伝統的な国家理念を守っていくということで、特別な指導者を各県から募りまして、リーダーとなるような指導者を育成するための講習会が開催されます。練成行事というのは禊ぎ行事なのです

が、襖ぎをして心身を鍛えると共に憲法問題、教育問題、国防問題、思想問題等の講義が行われまして、そこで育成された基幹要員が講師となつて各県や各県の下の支部に伝達講習が行われて、大きな広がりをつくつていくことになります。とくに神職のみにとどまることはなく、神社の総代会。それから、神社関係の団体があるわけですから、指定団体といひまして、敬神婦人会とか氏子青年会という周辺の諸団体。それから、当時すでに形成されておりました神道政治連盟。これは神職の団体でありますけれども、それらと連携して国民思想を善導していく。これは占領行政によつて傷つけられた国柄の回復運動と並行になつていく活動でありますけれども、実際に様々な講習会を開催しながら、神社のネットワークを使つて全国のすみずみまで国民思想を善導していくというところで活動がされる。非常に盛り上がった活動だったと伺っています。

②「神宮式年遷宮の奉賛活動」であります。当然ながらこれも国民精神昂揚活動とも重なつていふ部分があるわけ、神宮への尊崇の念を高めるといふのが国民精神昂揚活動の一つの目標でありました。伊勢の神宮の式年遷宮は二十年に一度、社殿、御装束、神宝のすべて新しく造替をして、新しい御殿に二十年に一度移つていただいて、いちはん大事なもの年の神嘗祭が行われるというかたちである

わけです。終戦後の昭和二十四年に第五十九回の式年遷宮が行われる予定で準備が進んでいたのですが、神道指令の発出で伊勢の神宮は宗教法人となつてしまいました。ですから、国費の支援はなくなるわけです。そこでやむなく、昭和二十四年での実施は、昭和天皇の思召で延引となります。

昭和二十四年になつて、ちょうど遷宮を実施する年に当たつておりましたので、この年に宇治橋の掛け替えが行われるわけです。この渡始行事には、たくさんの方が参拝されて、戦後のうちひしがれた心を大いに奮い立たせることができたという経験から、神宮奉賛会を結成して、国民募財のもと五十九回の式年遷宮を完遂しようということが決まりました。そして、募財が開始されると、予想外に早く資金を募金することができまして、二十四年が本来の実施予定年でありましたが、二十八年に第五十九回の式年遷宮が行われることになりました。遷宮を延引すること、そうは、中世の戦乱期以来のことでありましたけれども、そういう時代と同じようなかたちで四年間延引されたわけですが、無事に昭和二十八年の十月に行われました。半官半民で完遂をさせております。

そして昭和四十八年、第六十回式年遷宮であります。二十年後になるわけです。これは、昭和三十五年に神宮の御

鏡の御性質の確認がされたこともありまして、奉賛会を結成して国民募財で行われるわけですが、天皇の「御聴許」をもって準備が開始されております。これから式年遷宮の準備をしてよろしいかということを天皇陛下にお聞き届けいただきまして、遷宮の準備が開始されます。そして、遷宮資金として御内帑金の御下賜などもありまして、四十八年十月に行った遷御の儀には、皇族を代表して常陸宮殿下が参列されております。そして翌年の昭和四十九年の十一月には天皇・皇后両陛下が御参拝になられたわけですが、この時に、剣璽御動座の儀が復活しました。戦後、天皇陛下が行幸される場合に剣璽と一緒に御動座されるということが中断されておまして、この儀式を復活してほしいという運動も続けてきたわけですが、伊勢の神宮の御親謁の時にこれが復活する。非常に記念的なことになりました。

その二十年後、平成五年第六十一回式年遷宮、平成二十五年第六十二回式年遷宮。すこしずつ皇室の関与も増えて、六十一回式年遷宮、六十二回式年遷宮も国民奉賛のかたちで完遂して、とくに平成二十五年の式年遷宮にはたくさんの方々がご参拝に見えるということで盛り上がりを見せております。皇室の重儀である式年遷宮は、かつては国費で支弁されたわけですが、現在のところ政教分離の憲

法のもとでは不可能でありますので、国民奉賛というかたちで実施された。これも伝統の護持という点から非常に大きな事業であったと思います。

四 戦後の社会変化に応じた対応

四番目としまして、戦後の社会変化に応じた対応、①「神社本庁憲章の制定」です。占領行政があつて、様々な民主化と称する改革が行われて、国民全体が変化していったわけです。そういうなかで神職も育ってくるわけですが、戦前の神社行政を知っている神職と戦後の神職と当然ながら考え方もいろいろ変わってくる。そういう状況のなかで、神社の本質、神社とは何か、それから神社で行われる祭祀の本質、神職や総代の責務など、従来は「不文の法」として伝統を保持してきたわけですが、昭和五十五年、これを「神社本庁憲章」として明文化しております。戦後、神社は「国家の宗祀」から宗教法人となりました。戦後教育を受けた世代の成長により、神社の本質理解に混乱が生ずることも多くなり、精神的規範として定められたものです。ごくごく普通の神社理解を明文化したということですが、たとえば神社の項目を見ますと、「神社は神祇を奉斎し、祭祀を行ひ、祭神の神徳を広め、以て皇運の隆昌と氏子・崇敬者の繁栄を祈念することを本

義とする」。日本国の象徴であり、日本国統合の象徴である天皇、新憲法でもそう定められているわけですから、その皇運の隆昌と氏子・崇敬者の繁栄を祈念すると明確に規定した。戦後教育を受けた若い神職はこのへんがなかなか理解できないというようなこともあって、明確化したということでもあります。

②は「神社本庁研修所の発足」です。神社界では様々な講習会が開催され、時局に対応してまいりました。国民運動の推進その他ですね。それから、昭和四十二年の国民精神昂揚運動の高まりのなかでそういう講習会がたくさん開催されていたわけです。これまでの活動を集約するかたちで研修所、当時は中央研修所と言いましたが、中央研修所が設置され、昭和五十年に神職の生涯教育を主管とする部署が発足しています。生涯教育ですから、初任神職研修、中堅神職研修、指導者神職研修という段階に研修が分かれています。それから、神職の資格であります階位をとるための研修。明階基礎研修、正階基礎研修、それから各種指導者、祭式の指導者とか練成行事の指導者、あるいは雅楽の指導者とか、各種指導者の養成研修。それから様々な時局においては各種研修。様々な研修がこの研修所で行われるようになっております。もちろん現在も続いているわけで、年間たくさんさんの研修が開催されて、延べ人数で本当に

たくさんさんの神職がここで学んでいる。そして、必要な知識、技能を身につけているという現状になっております。

③は「神社振興対策指定神社の指定」ということです。これも昭和五十年から始まっています。全国にたくさん神社があるわけですが、大きな神社は別として、小さな神社、小規模な神社がさびれてしまっただけで意味がないわけですので、小規模神社の振興を図り、その周辺の神社への波及をねらったものです。昭和五十年代に入りますと、社会構造が非常に大きく変化して、過疎や過密の問題が顕在化して、神社の経営も困難になるということで、各県で一、二社、指定神社を指定してもらって、当時モデル神社という言い方をしていましたけれども、そこに神社庁や支部からの物心両面の支援を集約して振興しよう。そして、振興した神社の内容が周辺の神社にも波及すればということとで、それを目標にして三か年一期として行われました。平成二十年の時点で十二期が経過しておりまして、延べ七百社余りのモデル神社が指定され、大きな成果を上げたのではないかと考えております。指定されまると、老朽化した社殿の改修などが非常にいきなりです。指定されても、わずかな援助金しか出ないのですが、それを機に社殿が生まれ変わるといような神社も非常に多く見受けられました。そして、モデル神社というかたちで石碑を建て

られた神社も数多くあったのではないかと思っております。

④は環境問題への対応です。これは鎮守の森が非常に減少している。そういうなかで鎮守の森の現代的意義を再認識しよう。自然と調和して生きてきた日本人の伝統的自然観の見直しということが叫ばれるようになりまして、昭和四十六年に神域の緑を守る会が結成され、毎年植樹祭に合わせて植樹勸奨を行って境内の植樹をしようと勸奨します。それから、昭和五十八年には、神社の境内地は非常に公共性が高いものでありますけれども、公共事業、道路を広げるとか、そういうことに処分されることが非常に多くなってきました。そこで、自治省、建設省には公共事業のの名のもとに神社境内地の尊厳を安易に破壊しないよう要望したりしています。同時に、神社の鎮守の森を守る運動ということで、そこに示したような『神社とみどり』『護れ鎮守のみどり』などの書物を刊行しております。平成六年、式年遷宮が行われた翌年ですけれども、「千年の森シンポジウム」というシンポジウムを開催し、これは国際シンポジウムであったわけですが、鎮守の森の意義の啓発にも努めております。それから平成十四年には、NPO法人社叢学会が設立されるに際して、本庁が支援しているということがあります。

⑤は平成の大嘗祭への対応ということで、平成の大嘗祭

は戦後体制になって初めての大嘗祭でありました。昭和天皇は戦前、昭和三年に行われておりますので、それ以来一世一度の大嘗祭は行われていないわけで、しかもその間に憲法が変わってしまった。皇室典範の中には、皇位の継承があった時には、即位の礼を行うと規定されていて、大嘗祭のことにはふれてないという状況のなかで、伝統に基づいて古式のままに実施されるように政府に要望すると共に、国民への啓発活動を行うわけです。平成の大嘗祭は昭和天皇の崩御が前提になって新帝の即位でありますので、なかなか事前に準備をして行うことができないなかです。少しずつ研究を進めていたということがあります。

ご承知のように前回は憲法の定める政教分離原則により大嘗祭を行うことは憲法違反であるとの反対運動、野党やマスコミを中心に巻き起こりました。ただ、神社界では皇位継承儀礼のなかで大嘗祭は最も重儀である、大嘗祭の儀式は不可欠であると様々な角度から研究し、提言をしております。とくにこれは神社新報の皇室法研究会の『現行皇室法の批判的研究』という中で、現憲法の中でも大事な皇室の行事として行うべきだという提言があって、おそらくこれに影響されていまいしょうか、政府の基本見解が示されて、大嘗祭が実施されることになったということではないかと思えます。

政府見解は、要約でありますけれども、「大嘗祭はわが国で古くから行われてきた収獲儀礼で、世襲の皇位継承に伴うきわめて重要な儀式で、宗教上の儀式でもあるので、国事行為としては行えないが、その内容に国が立ち入ることとはなじまない性格のもと規定して、しかし、皇位が世襲であることに伴う大事な皇位継承儀礼であるので、皇室行事として行われる場合、国としても深い関心をもち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然である」と明言され、費用を宮廷費から支出することになりました。国費から出されることになったわけです。

先ほど紹介した『現行皇室法の批判的研究』の中に詳述されているように、戦前は政治である国務と宮中で行う宮務を明確に区別していました。帝国憲法は国務のほうを規定し、皇室典範が宮務のほうを規定する。そういう二大法体系によって、国務のほうから宮中のことに立ち入ることはないという伝統のことも明らかにして、その内容に国が立ち入ることはなじまない性格のものという言い方で、皇室の伝統行事として、しかも皇位は世襲のものであるので、皇室の行事として行われる場合、政府はその内容については立ち入らない。それはなじまない。ただし、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然というふうに明言され、実施されるようになったと理解しております。

ところが、大嘗祭実施を強力に支援し、その啓蒙活動を行っていた神社界に対して、反対の過激派はテロ攻撃に出まして、東京の白髭神社、秋田の護国神社、宮城県の竹駒神社等が全焼しております。平成二年の三月からその年の十二月までのあいだに二十二社が被災しております。これは、こういう政府見解が出て実施されることになったあとでも、公然と反対だ、憲法違反だという動きが続きましたので、こういう事態になったのであらうと思います。しかし、実際に二十二の神社で被災したということを現在になって申し上げても、ほとんどの人の記憶にないという状況ですね。ただ、今回の大嘗祭の様子を眺めておきますと、この平成三十年のあいだに天皇が行われる祭祀、それから神社で行われる祭祀についての国民理解がすこし変化してきたのではないかと思います。やはり、祭祀を通じて世の平安を祈るということが大事なことであるという認識が高まってきた、今回はそういう憲法違反の論争などは起こらずに、本心に順調に進んでいるというのは、先人のおかげではないかと思っております。

以上、主要な戦後の神社本庁あるいは神社新報社の施策を中心に話を進めてきたわけですが、これはやはり占領政策が超国家主義と軍国主義の温床と決めつけた神社神道に対して強い姿勢で出てくることを察知した先人が、

そのことから神社を守るといふ姿勢を貫き、さらには、占領が解除されますと、国家の基本に関わる問題についてこそしずつ地道に努力して、全国神社のすみずみまでの理解を得ながらすこしずつ回復に努めてきた姿が見えるのではないかと思うわけです。先人の先見の明といひましょうか、現状認識といひますか、そして回復に向けた強い意思に敬意を表したいと思います。以上で私の発題を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

戦後の神社神道

石井 研 士

石井でございます。お手元にすこし厚いレジュメを用意

させていただきました。それをご覧になりながら話をお聞きいただければと思います。レジュメを開いていただきますと、まさか明治聖徳記念学会でこんな話を聞くとは思わなかったというようなお叱りを受けるのではないかと恐れております。私の専門は宗教学、宗教社会学でありまして、基本的には神社神道、神社が社会の中でどう変化してきたのか、してこなかったのかということを具体的な資料をもとにして考えております。なるべく明らかにされた資料をもとにして、そのデータを公開しながら、こういう傾向があるのではないかとということを考えております。私はこう考えますけれども、ほかの解釈も可能なものかもしれない。データというものが重要だと思っておりますので、そうい

う研究をしております。

最初に「『今』を理解することの困難さ」ということを書いておきました。いま動いているわれわれの現にいるを把握することは難しいんじゃないかということをも思っております。レジュメに小林秀雄を引用しておきました。小林秀雄の『無常ということ』というエッセーの一部です。生きているものの姿というものはなかなかうまくつかめない。ある時代が終わる、あるいはある人が亡くなったあと、この人はこういう人だったという評価が出て、ああ、あの人はああだったのかということがわかるという内容のエッセーです。高校時代に読んで非常に印象に残っております、現代社会を捉えることの難しさ、その評価の仕方が一様ではないということを申し上げたくてそ

ここに引用しておきました。

今年の三月二十三日に明治聖徳記念学会の第六十六回例会がありました。例会は年に二回開催しておりまして、きょう来ていただいている皆さま方の多くもご参加していただけていると思います。今年三月の例会は中野裕三さんの「明治神宮の復興と発展―昭和二十一年―昭和六十四年―」という内容でした。私は先ほど申し上げましたように専門は宗教社会学で、とくに戦後の社会変動と宗教がテーマです。たいへん興味深い内容だなと思って伺っております。戦後の明治神宮の展開を四期に分類して、それぞれの時期に中心となった方向性を明確にしようとした内容でありました。さすがに明治神宮国際神道文化研究所に所属されている研究者のご発表だなと、たいへん熱のこもった講演で感銘いたしました。そういう感銘を受けながら、それでは私だったら、このテーマをどう研究するのかと考えておりました。おそらく私であれば、たとえば表参道の発展、渋谷の発展、地域社会の変貌とか、他の氏神様の参拝の動向、昭和三十年代後半に明治神宮は全国でいちばん多い初詣の参拝者数を記録するようになりますけれども、なぜそうなったのかという関係を考えてだろうと思います。今日の発表はそういう傾向です。

レジュメに資料を載せておきましたが、明治聖徳記念学

会では戦後の昭和期の神道、神社研究に関してはいくつもの成果を出しております。きょうご覧に入れようと思っ
て持ってきたのですが、これは「大正・昭和前期の神道と社会」。平成二十六年の復刊第五十一号です。本体はたいへん厚い内容のある本でして、その目次を皆さま方のお手元のレジュメに書いておきました。著名な研究者の方々が個人の関心に従って多様なテーマを選び、成果を残されています。また、本会の理事長でもいらっしゃいます阪本是丸先生は責任編集として『昭和前期の神道と社会』という、これまたたいへん大部の内容のあるご著書を出されています。その目次もレジュメに書かせていただきました。第1部から始まって、多くの研究者が同じテーマでいろいろな側面から現代を解き明かそうとされてきたということがよくわかりいただけるだろうと思います。

もう一つ紹介したいのですが、戦後の神社神道に関しましては本があります。神社新報社から出されたもので、これはもっと厚くしようと思えばいくらでも厚くできたのだと思います。こういう大ききでこの厚さで戦後の神社神道の歩みを様々な領域からコンパクトにまとめられているものです。先ほど講演をされた茂木先生をはじめ、阪本是丸先生、それから司会をされます櫻井治男先生、それから牟禮仁先生などが編集責任になられて刊行されたものです。

この目次も次の2ページのところを書いておきました。戦後の出発、神社と政治から始まりまして、祭祀・信仰、神職、教学・教化、神道、その他を第十一章にわたって、たいへん要領よく全体を眺望するようなかたちでまとめられております。実はこれだけの成果がありまして私はこの壇に立っているのかなというを感じております。

ただ、私がきょうこれからお話しさせていただく内容は、どちらかというと、いまご紹介させていただいたような研究の成果とすこし違った内容になります。先ほどからデータというのを強く申し上げているのですが、レジュメの2ページの下の方に一つ、これは「神社新報」に載っていた主張です。全文ではありません。佐野和史さんという神社本庁に長くいらっしゃって、瀬戸神社の宮司さまをされており、國學院大學の講師をお願いしている先生ですが、その先生の書かれた「授与品神道」という文章がありまして、これなどはデータに基づかなくても才気煥発に、戦後の神社界の断面を「授与品神道」という言葉でスパッと切ってみせる。こういうのは達人の域にある方の見解だなと感心いたしております。いま全文を読むことはできませんけれども、下から四、五行目ぐらいにちよっと字を太くしてあります。「消費者のニーズに応へる多様な商品開発」という方法論が、そのまま参拝者の要望に応じられる神社

のあり方として取り入れられる。こういう消費者対応のなかで、神社界でこういう傾向があるという言い方を、いまになつてもこれは非常に有効な見方なのかなと。昨今の御朱印ブーム、あるいはもうちよっと前になりますけれども、パワースポットなんていうことを考えますと、同じ線上にあるのかな、たいへんうまく戦後の神社界のある側面を切り取つてみせた言葉だなと感心いたしております。

私はそういう意味では神社界の人間ではありません。なるべく客観的なデータを用いて社会変動と神社神道の関わりを考えたい。なおかつ達人でもありませんので、平々凡々とした研究者ですので、なるべくデータに基づいて皆さんにこういうことなんでしょうかということを申し述べたいと思っております。

3ページをご覧いただきたいと思います。「根拠としての資料」という言い方をしておきました。では、戦後神社神道は何を使つたら把握できるのかということを考えますと、現在もないわけではないんです。たとえば神社本庁関係であれば、「神社活動に関する全国統計」というものが昭和三十年代から連綿としてあります。各都道府県の神社庁がまとめたデータが神社本庁の広報課でまとめられて一覧表になつて毎年公開されております。あるいは神社本庁の「神社庁活動概況・教化体制統計・教化動員統計・神宮

奉賛活動」という統計もあります。これも昭和三十年代からありますので、この統計データの経年変化、じーっと何がどういうふうに変化していったかというのを見ていくことである程度神社の姿がわかります。簡単に言ってしまうと、施設が整えられ、境内地が整備されてきたというのがたいへんよくわかります。もう一方で神社の中で行われていた集会所が外の会館に移ってしまったとか、いまでいえば神社らしい活動に限定された活動になってきたということもいえるのかもしれない。そういうことも把握できるように思います。

ほかにも神社本庁でいろいろ協力はさせていただいて行ってきた調査があります。たとえば「神社に関する意識調査」。これは世論調査です。一般の方々に世論調査をしまして、神社との関わり、神社をどう評価しているかということなどを調べてまいりました。あとで資料をご覧に入れますけれども、その中に神棚の保有率とか、神棚の参拝率、あるいはどういう機会に神社に行きますかという質問があって、それをこれまで継続的に調べています。平成八年に行っていたら、五年後、十年後と五年ごとに三回行いました。これで五年ごとに三回やりましたので、次は十年後でいいと思います。つい最近、平成二十八年に行いました。初回から数えて二十年間の変化がわかるデータと

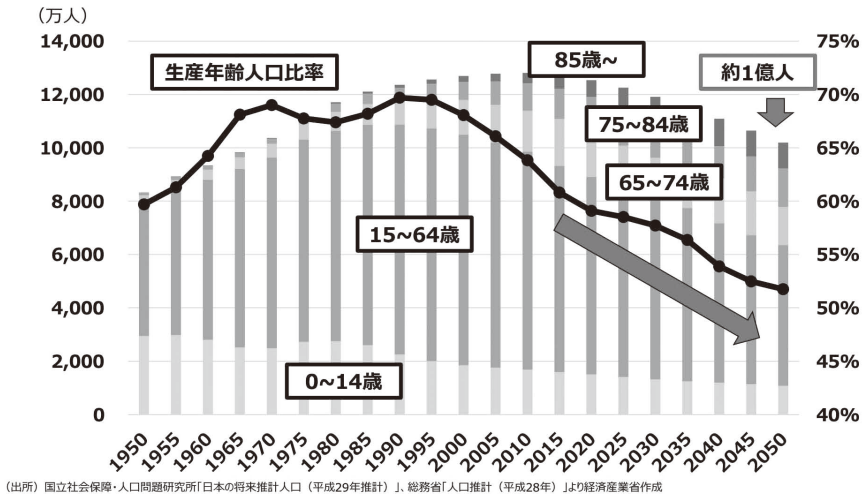
いうことになります。

そのほかに、これも最近行ったのですが、神社本庁の「神社・神職に関する実態調査」。平成二十七年に行いました。神職、本務宮司である方々にアンケート調査を行ったものです。仏教界ではもう五十年以上、長いあいだ調査を行っているところもあります。住職にだいたい五年から三年間ごとにアンケート調査を行います。宗派によっては回答しないと罰則を設けているところもありまして、回収率が非常に高い。九十何パーセントというアンケート調査がありまして、通常、宗勢調査といえます。宗勢調査を行っているところは曹洞宗、西本願寺、日蓮宗とか、だいたい大手の宗派はやっておりまして、その報告書を入力することができます。神社界ではいろいろ支障があつてなかなか難しく、平成二十七年に初めて神職の方々にアンケート調査を実施して、宮司さま方のご意見、これから氏子の数があると思うんですが、あるいは神社の活動はどうなると思いますか、後継者はいかがでしょうという内容に関して結果が出ております。これも逐一説明できればいいのですが、時間の関係上で今回必要とところだけ紹介させていただきます。ただくにします。

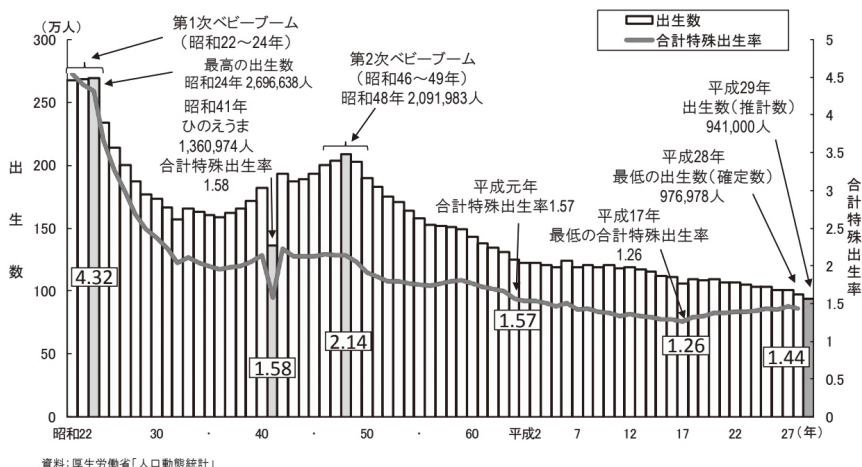
こうしたデータをもとにしながら皆さまにお話をいたします。そういう場合にただ羅列をするのではなくて、基本

的に社会変動と神社神道との関わりと考えます。社会変動もいろいろな変動があります。それから、神社ということ考えた場合におそらく最も関係が深いのは地域社会、それから家族の変動だろう。とくに前者の問題ですね。これとの関わりを中心に考えてみたいと思って表をたくさん用意いたしました。お手元の資料の3ページにカラー刷りをしていただきましたが、二つグラフが載っております。これは私が作成したものではなくて、政府の調査によるものです。

最初のグラフは人口の変化です(図表1)。今週、政府から発表がありまして、戦後最大の人口減少だ、四十万人以上の人口が減ったというニュースが流れていたのを、皆さんご存じだろうと思います。この縦の棒の合計が人口になります。現在減っております、生産年齢人口の割合がどんどん減るというグラフです。急に今年で止まって来年から増えるということにはならないということがよくわかると思います。下のグラフが合計特殊出生率と出生数の変化です(図表2)。縦の棒が生まれた子供の数です。ここ数年間百万人の出生数を割るようになってしまいました。最近の数値は九十四万一千人ですね。あつという間に子供の数が減っていった、百二、三十万人の死亡者がいる。当然、人口は減ってくることになります。



図表1 人口の変化



図表2 合計特殊出生率・出生数の変化

黄色い棒をご覧になっていただきますと、戦後団塊の世代といわれる方々のところが非常に多かった。昭和二十二年から二十四年生まれですね。現在七十歳を超えた方々で、高度経済成長期を支えた方々です。その方々が生んだ子供さんが第二次ベビーブームといわれるもうちょっと低い山があります。昭和五十年前にあった山です。実はこのあと山がないんです。ということは、第二次ベビーブームで多かった人口が子供さんを生まなかった。だから、もうちょっと低くても山ができるはずだったのが、なだらかに減っていつてしまったことに、現在の人口減少の源がある。もうすこしはしっかりした言い方をしますと、もうすでに三十年前、四十年前に日本の人口がピークを超えて減少するということはわかっていた。近年になって労働力が足りないとか外国からの労働力を移入しないと経済力を維持できない、あるいはロボットの開発が必要だということが強く指摘されておりますけれども、実はこれはだいぶ前からわかっていたことです。

下のグラフで赤い線の説明だけしてここはおしまいにしたいと思いますが、これは合計特殊出生率といいます。簡単にいいますと、一人の女性が生涯に生む子供の数ということになります。この線がぐーっと落ちてきた。第一次ベビーブームのときには四・五人近い。昭和二十二年か

ら二十四年ぐらいの時は一人の女性がだいたい四・五人の子供を生んだ。ところが現在は、時期によっては若干は回復しましたがけれども、一・四四という数で一人半未満になるということです。人口置換率というのがあります。いまいる一人の女性が平均何人子供を生めば人口が維持できるかという数字です。現在この数字は二・〇七です。ですから、一・四四ならば、当然減るわけです。政府が出している数値は一・八。子供を生みたいというご家庭が希望通り子供を生む割合が一・八。ですから、その数がたとえ達成されたとしても人口は減少していくという結果になっております。なおかつ、人口が減っていつておりますので、合計特殊出生率が多少上がっても人口は増えないのだそうです。つまり、二十代、三十代の女性でいたい人口の九五%が子供を生んでいるのだそうです。ですから、二十代、三十代の女性の数が少なくなれば、その方たちがたとえば一・四四という子供を生み続けても、生まれてくる子供さんの数はどんどん減っていく。かなり回復の見込みがない状況がずっと続いている状況です。

なぜこんなことを話しているかといいますと、こういう状況のなかに神社神道はあるわけです。個々の地域のお宮がこういう日本の大きな社会変動のなかで日々営みを続けているということ。戦後これだけ大きな社会構造の変

動があった。産業構造の変動というのはわかりだろうと思います。昭和三十五年から昭和四十五年まで、だいたい毎年一千万人の人間が地方から三大首都圏に移動したといわれているわけです。百万人というのはいわゆる大都市に分類される人口でありまして、これが三十五年から四十五年まで十年間、大都市の人口がそっくり地方から三大首都圏に移動してくる。こんな短い期間のあいだに大規模な人口移動が起こると、地域社会をベースに成り立っている氏神様はどんな変動を受けたかなということが想像されるのではないかと思います。

そういうことをどうやったら明らかにできるのかなと長く思っていました。総務省には過疎化対策室というのがありまして、そこで将来なくなる集落の数などを計算しております。その集落の数は公表されているんですけども、一体どこなのかということは公表しない。公開してくれないかと実際問い合わせをいたしましたが、市町村名を公開してしまうと、社会的な影響が大きい。十年以内にこの集落はなくなるということが社会的に知れ渡ってしまうと、社会生活上の影響がある。当然ですよ。それで公表できませんという話で、もちろんそうだろうと思いました。

皆さまのお手元の4ページ、日本創世会議というところが、国の機関である人口問題研究所、国政調査に基づく人

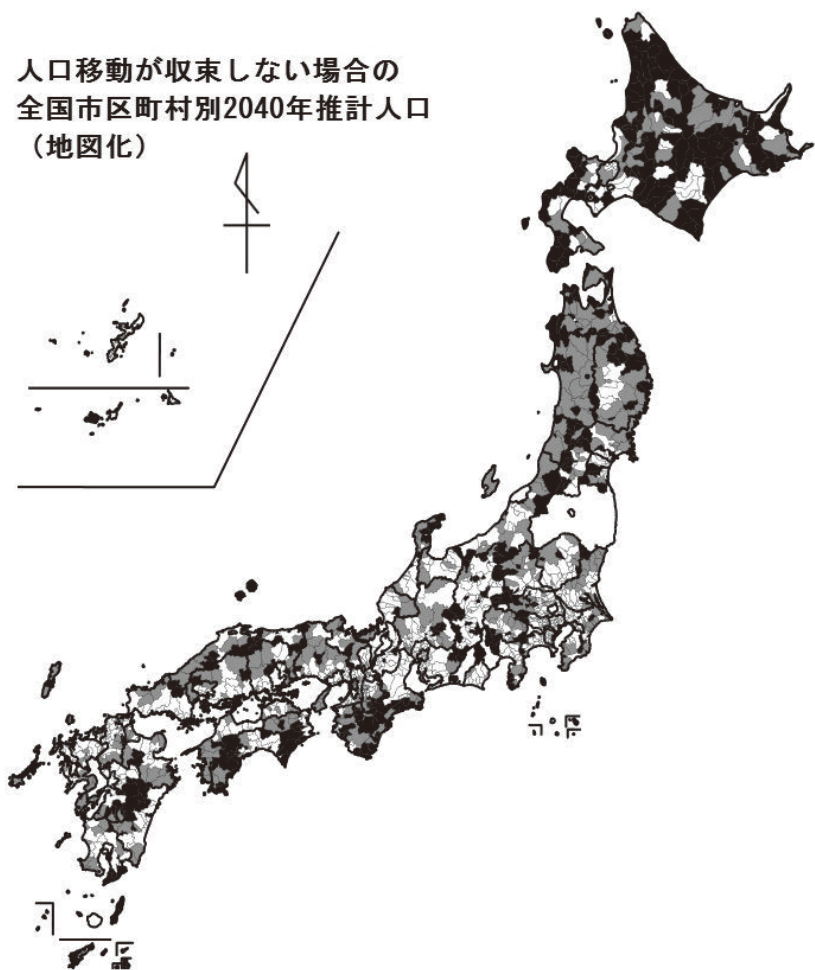
口動態を扱っているところですが、その数値をもとに将来消滅する自治体が八百九十六あるというデータを出しました。こういう非常にショッキングなデータというのは時々公開されます。それでエツと驚くんですけれども、実際にはそれほどではないということが多々ありました。しかしながら、今回このデータはかなり社会的に大きなインパクトを与えたと思います。日本創世会議の座長は元岩手県知事で総務大臣も務められた増田寛也さんという方で、かなり統計的にきちんとしたデータに基づくものであります。

なぜ自治体がなくなるかという条件は二つしかないんです。一つは、いまと同じ人口の移動が続く。たとえば地方でしたら、人口の移入よりは人口の流出のほうが多いわけですから、この移入と流出がいまと同じ状態でこれからも続いていく。そんなに無理な条件ではないと思います。穏当な条件だと思います。もう一つは、その自治体にいる二十代、三十代の女性の数が半分以下になる自治体は消滅するという根拠なんです。先ほど申しましたように、二十代、三十代の女性が生まれてくる子供さんの九五%を生んでいる。ですから、その二十代、三十代の女性の数が半分になるということは残った半分の女性が倍の数を生まないと、とりあえず一・四四というのは維持できないわけです。な

おかつ、維持するための人口置換率が二・〇七ですから、残った方は、おそらく三人とか四人生まないとその地域社会を維持できないことになる。それは当然不可能な話で、消滅するという指標だったわけです。

皆さん見ていただいているように、4ページの地図は消滅可能性自治体を日本地図に落としたものです(図表3)。真っ黒くなっているものと薄いグレーの二色があります。真っ黒なのは人口が一人未満です。ですから、かなり厳しいです。人口が一人未満で、いま言った二つの条件に合致するもの。薄いところはまだ人口が一人以上だけれども、その二つの条件が合致するところ。地図をご覧ください。北海道はひどいと思いませんか。東北地方もかなり黒いです。秋田県は真っ黒です。大潟村のところだけぽつんと白くなっています。八郎潟によってつくられた大潟村は集約農業が最初から行われていて、農家の収入が高い。いろいろ店がある。女性もやってくる。結婚率も高い。維持できるという町になっていますけれども、秋田県はそれ以外はこれできくと全滅。実際にはそんなことはないわけですよ。きつと市町村再編成がまた行われるのだろうと思いますけれども、いまの条件でいくとこうなります。ほかに、前から過疎化が激しいといわれておりました島根県、鳥取の山間部とか、あるいは紀伊半島の奈良県を含め

人口移動が収束しない場合の
全国市区町村別2040年推計人口
(地図化)



■ 人口移動が収束しない場合において、2040年に若年女性が50%以上減少し、人口が1万人以上の市区町村（373）
 ■ 人口移動が収束しない場合において、2040年に若年女性が50%以上減少し、人口が1万人未満の市区町村（523）
 資料：一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT）作成

図表3 日本総会議・消滅する市町村 896

人口 1 万人以上		人口 1 万人未満		消滅する市町村全体		全宗教法人数
法人数	%	法人数	%	法人数	%	
46,100	26.1	16871	9.5	62,971	35.6	176,670

図表 4 消滅可能性自治体に位置する宗教法人数

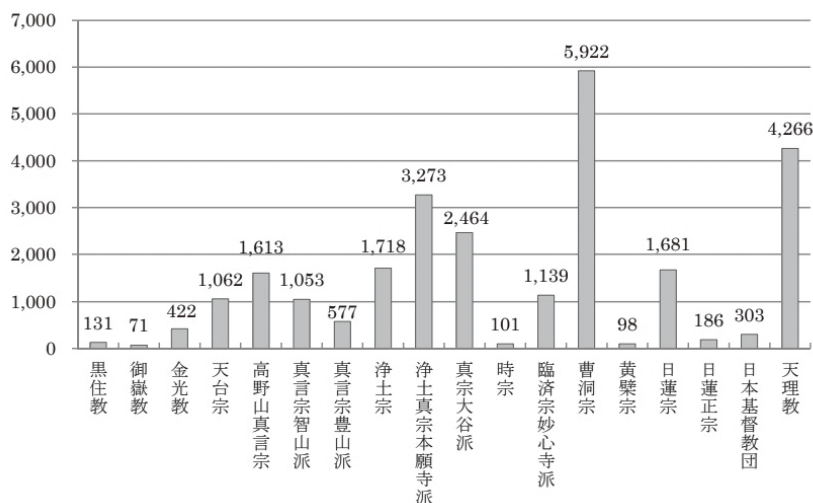
た半島の先端部分。だいたい半島の先端部分はどこでも人口減がひどいようです。それから、四国の高知の人口減がひどい。あとは九州地方の山間部ですね。ちょうど地震の起こりました益城町とか阿蘇とか、あそこらへんの人口が非常に減っている。いま申し上げましたように、近年、自然災害が激しくて人口が減っている地域に大きな自然災害が起こったときに、本当に復旧ができるんだろうかということが心配になります。

5 ページの二つのグラフをご覧ください。将来消滅すると想定された自治体に一体どのくらい宗教法人があるだろうと考えます。

全宗教法人は十七万六千六百七十、福島県が入っておりますので、こういう数になっております(図表4)。福島県の動態がわからないので、データから除かれています。左側の日本地図でも福島県は真っ白になっており

ます。消滅予想の自治体に位置する宗教法人は全体で六万二千九百七十一。これは各都道府県の宗教法人名簿を取り寄せて、市町村ごとに全部数え直して合計したものです。そうしますと、全宗教法人の三五・六%が該当する。消滅とまではいかなくても、ここにある宗教法人の基盤がかなり脆弱になるのではないかとすることは予想されるところです。左側に人口一万人以上と人口一万人未満に分かれておりますけれども、人口一万人未満の条件の厳しいところは九・五%。大雑把にいうと一割の宗教法人が人口一万人未満で消滅が予想されている自治体に位置していることとなります。

下の棒グラフですけれども、これは全国展開している大きな宗派別に分けて数を合計したものです(図表5)。ここには実は神社本庁は入れておりません。このグラフの中でいちばん高いのは曹洞宗で六千六百あります。曹洞宗は仏教系では日本でいちばん被包括宗教法人が多い法人であります、だいたい一万四千あります。そのうちの五千九百二十二が該当してしまう。これに対して神社は一万三千になります。すこし棒が高くなつて、普通、波線を入れて、ここだけ多いというグラフをつくるんですが、それも諦めて、神社だけ数値で申し上げようと思ってこのグラフにしております。曹洞宗、浄土真宗本願寺派、天理教が



図表5 宗派別消滅宗教法人数

多いですね。曹洞宗が多いのは東北地方の山間部。世俗を嫌って只管打坐で修業するということを中心にしたもので、東北の山間地に比較的集中していて、その山間地が地図を見ていただいたように人口減少が激しいものですから、該当するのが多い。ですから、山間地にある天台宗とか、そういうものもかなり該当してしまっています。ただ、母数のお寺の数が曹洞宗なんかに比べると少ないものですから、数としてはこういう具合になる。浄土真宗本願寺派も比較的山間地に多いですね。島根、鳥取とか。ですから、こういう数になってしまう。

次の6ページをご覧ください。一ページに収まらなかったの7ページにまたがっているのですが、これは神社だけに限らず、県別に見たものです（図表6）。左側の県合計限界法人というのは全宗教法人の割合。お寺も入っていればキリスト教も入っているもので、その右のところが神社です。全神社と書いてあるのは、たとえば北海道の全神社が六百十ということです。宗教法人になっておりますが、青森県であれば七百八十八の宗教法人が神社の数だと。この中で消滅する地域に該当しているものが、右方を見ていただきますと、限界神社合計で北海道の場合には四百七十六の神社が該当する。その割合は、六百十を分母にすると七八％が該当してしまふ。県によってかなり差があります。

図表6 消滅可能性自治体に位置する神社数（率）

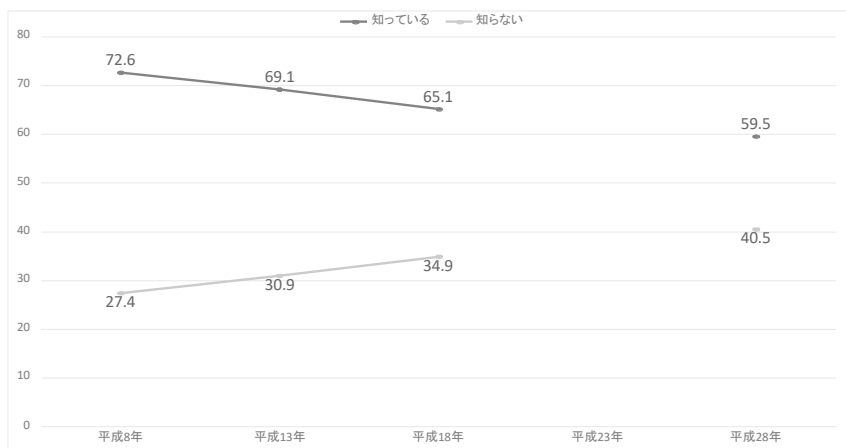
	県合計	限界法人	%	全神社	限界神社					
					限界神社1	%	限界神社2	%	合計	%
北海道	4512	3285	72.8	610	182	29.8	294	48.2	476	78.0
青森県	1587	1513	95.3	788	522	66.2	238	30.2	760	96.4
岩手県	1668	1133	67.9	859	190	22.1	390	45.4	580	67.5
宮城県	2125	1194	56.2	932	475	51.0	135	14.5	610	65.5
秋田県	2018	2017	100.0	1118	996	89.1	121	10.8	1117	99.9
山形県	3378	2502	74.1	1732	919	53.1	516	29.8	1435	82.9
茨城県	4086	1589	38.9	2464	921	37.4	97	3.9	1018	41.3
栃木県	3113	617	19.8	1906	318	16.7	81	4.2	399	20.9
群馬県	2665	951	35.7	1185	294	24.8	130	11.0	424	35.8
埼玉県	4907	1274	26.0	1995	405	20.3	122	6.1	527	26.4
千葉県	6675	3138	47.0	3133	1148	36.6	369	11.8	1517	48.4
東京都	6045	294	4.9	1401	30	2.1	52	3.7	82	5.9
神奈川県	3806	238	6.3	1124	54	4.8	33	2.9	87	7.7
新潟県	7978	3167	39.7	4736	1601	33.8	302	6.4	1903	40.2
富山県	3987	1119	28.1	2193	628	28.6	45	2.1	673	30.7
石川県	3449	1643	47.6	1893	670	35.4	285	15.1	955	50.4
福井県	3568	1143	32.0	1705	432	25.3	127	7.4	559	32.8
山梨県	2903	1689	58.2	1266	554	43.8	260	20.5	814	64.3
長野県	4431	870	19.6	2443	128	5.2	404	16.5	532	21.8
岐阜県	6064	2092	34.5	3215	1021	31.8	172	5.3	1193	37.1
静岡県	6101	845	13.9	2823	295	10.4	140	5.0	435	15.4
愛知県	9172	504	5.5	3317	166	5.0	74	2.2	240	7.2
三重県	3740	925	24.7	825	149	18.1	73	8.8	222	26.9
滋賀県	4856	189	3.9	1434	0	0.0	43	3.0	43	3.0
京都府	5606	1607	28.7	1579	647	41.0	134	8.5	781	49.5
大阪府	6016	827	13.7	574	91	15.9	14	2.4	105	18.3
兵庫県	8764	3694	42.1	3837	1789	46.6	191	5.0	1980	51.6
奈良県	3847	1912	49.7	1305	428	32.8	297	22.8	725	55.6
和歌山県	2408	1638	68.0	422	150	35.5	165	39.1	315	74.6
鳥取県	1514	664	43.9	824	117	14.2	279	33.9	396	48.1
島根県	2744	1783	65.0	1166	544	46.7	239	20.5	783	67.2
岡山県	3691	1463	39.6	1627	592	36.4	121	7.4	713	43.8
広島県	5199	1472	28.3	2420	686	28.3	106	4.4	792	32.7
山口県	2678	624	23.3	737	112	15.2	81	11.0	193	26.2
徳島県	2315	1313	56.7	1304	438	33.6	377	28.9	815	62.5
香川県	2018	680	33.7	771	221	28.7	44	5.7	265	34.4
愛媛県	2931	1659	56.6	1252	560	44.7	193	15.4	753	60.1
高知県	2826	1621	57.4	2141	363	17.0	947	44.2	1310	61.2
福岡県	6795	2175	32.0	3342	1021	30.6	157	4.7	1178	35.2
佐賀県	2360	450	19.1	1098	168	15.3	53	4.8	221	20.1
長崎県	2342	1460	62.3	1261	815	64.6	85	6.7	900	71.4
熊本県	2835	1003	35.4	1363	178	13.1	309	22.7	487	35.7
大分県	3703	1835	49.6	2123	1058	49.8	106	5.0	1164	54.8
宮崎県	1227	426	34.7	653	64	9.8	173	26.5	237	36.3
鹿児島県	1815	730	40.2	1123	271	24.1	199	17.7	470	41.9
沖縄県	202	4	2.0	11	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	176670	62971	35.6	76030	22411	29.5	8773	11.5	31184	41.0

愛知、東京、神奈川では該当数が非常に少ない。和歌山、高知、東北の諸県などは非常に該当している割合が高いということがわかっていただけたと思います。これも県別に並べ替えるとか、割合からご覧に入れるとよかったのですが、あまり資料ばかりご覧に入れても、思っただけではやめております。

7 ページのいちばん上を見ていただきますと、沖縄県合計と書いてあり、その下が合計です。その右側のほうです。三万千百八十四、これが該当してしまう全神社の数で、それは全神社に対して四一％になる。先ほど三五％が平均だと申し上げましたけれども、神社の場合には、皆さんご存じのように集落があればそこにお宮があるわけです。山間地にもある。農村地にもある。そういうことで数が多い。にもかかわらず、短時間で急激な人口移動が起こった。産業構造の変化に伴う人口移動があったということで該当してしまうということですね。これはなにも宗教法人が悪いわけではないです。活動が不活動になって宮司さんがやる気を失ってとか、そういうことではなくて、急激な短時間の人口移動に伴ってこうなる。残された地域にいる方々は高齢化が激しくて、なかなかお宮の維持が難しくなっている。そういう状況を理解いただけるのではないかと思います。

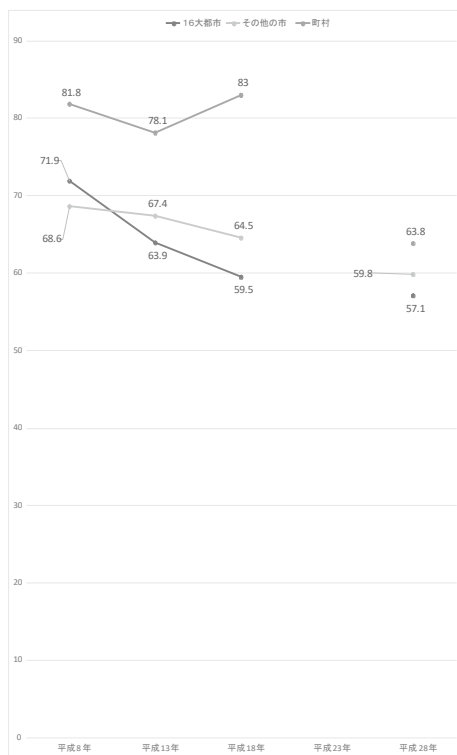
そこに簡単な説明文を載せておきました。その下にアスタリスクを付けて、板井先生のデータも紹介しております。板井正斉先生というのは皇學館大学の先生でいらっしゃいます。GIS 分析という分析方法を用いて、宗教法人の半径五百メートル以内に何人住んでいるかというのを割り出した分析をしております。私がやったデータとはほぼ同じ結果が出ていますと板井先生は指摘されています。半径五百メートル以内の推計人口二十五人未満の推定神社が一・一九％、一万四百十八社といっております。同じく寺院の場合には一〇・一％ということですね。二十五人未満の氏子さんで支えられている神社が一万以上ある。この人口が変わらなければですけども、地方からますます人口が流出し、減少していく。高齢化が進んでいく。こういうなかでの一萬四百十八社という神社の数はたいへん大きくて重い数だなと私は思っております。

そのすぐ下、これはちょっと薄くてわかりにくいと思いますが、「氏神と氏子の関わり」というグラフをつくっております。先ほど紹介した世論調査の中で、「あなたは氏神様を知っていますか」という質問をしているのです。平成八年から五年ごとに行って、さらに平成十八年から十八年に十年間飛んで行った調査です（図表7）。これも当時の神社本庁の担当者と相談しまして、氏神といわれてもわ

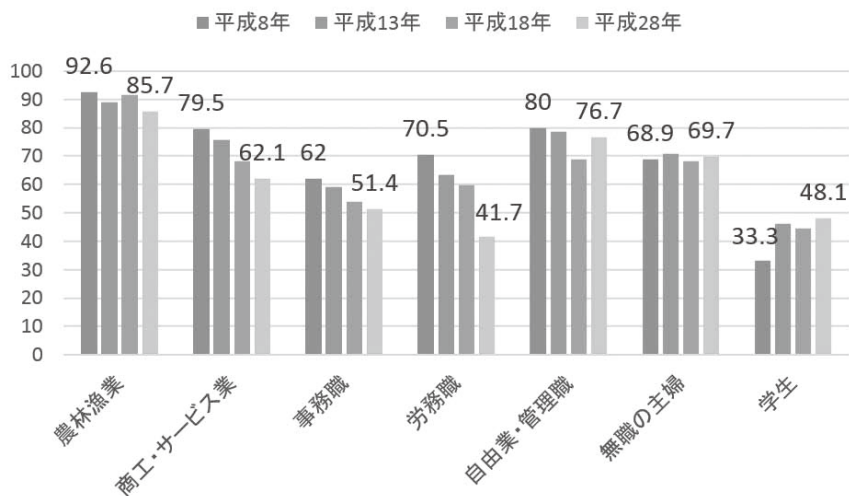


図表7 氏子の認知度の変化

からないかもしれない。ぴんとこないかもしれない。たとえば自分たちは八幡神社とか熊野神社と呼んでいて、氏神と思っていないかもしれないということで、すこし注記を加えまして、自分の近くにある神社と注意書きをしております。平成八年は七割を超える方が知っていると回答しています。ところが五年ごとによって、同じ割合で減ってきてまして、平成二十八年になりましたら、だいたい六割に減ってしまった。下の赤い線は、知らないという人の割合で、確実に上がってきているということです。同じ割合で知っている方が減ってきた、知らないという方が増えて



図表8 氏神の認知度：都市規模別

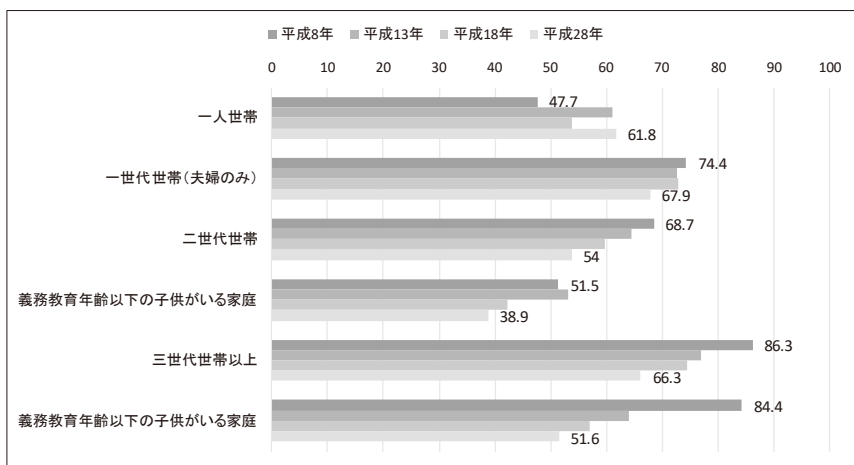


図表9 氏子の認知度：職業別

いる。では、この線が変わるのはいつごろなんだろうという感じが気になりますよね。だいたい平成三十三年か平成三十八年ぐらいで交わりそうだということなんです。日本人であれば氏神様を知っていて当たり前という常識はもう成り立たないかもしれません。

それから、いま見ていただいた図表の右方、「氏神の認知度 都市規模別」です（図表8）。これは、大規模な都市だけで起こっているのか。人口の移動が激しいので、地域に対する愛着とかそういうものが薄れている、自分の都合によって居住する場所がどんどん変わっていく可能性があります。そういうことを考えて都市規模別で見たんですけれども、以前は、町や村では高い割合で知っていたという回答があったんですが、最近是不変わなくなりました。大都市でも町村でも知っている方の割合はほぼ同じになってきている。あまり変わらなくなっている傾向があります。

同じページのいちばん下に縦棒の棒グラフをつくっております。これは「氏子の認知度 職業別」です（図表9）。どの職業で氏神の認知度が高いのか。棒が四本ありますので、四回調査をやったその結果であります。そうしますと、農林漁業者はやはり高いですね。第一次産業に従事されている方々は、たいへん氏神様の認知度は高い。ところが、

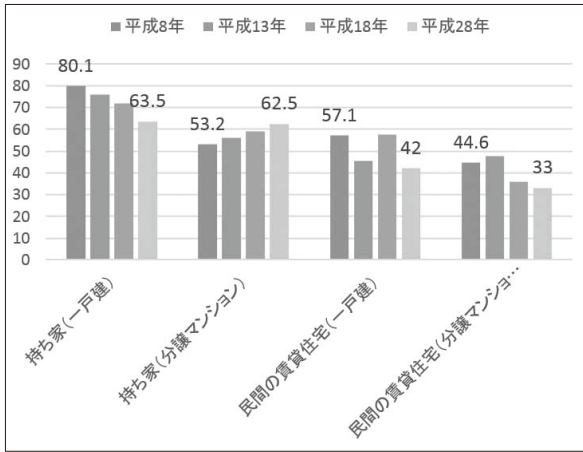


図表 10 氏子の認知度：職業別

商工・サービス業、事務職になると、かなり下がりますし、近年になってぐうっと落ち込んできている。しかも、日本全体の中で占める割合としては、農林漁業従事者の割合は少なくて事務職の割合が多くなっているわけです。ですから、これは単に横並びのグラフ以上の意味をもっています。現在、農業就業人口は一・四%ほどですか。一・四%ほどの方々はまだ八割ぐらいは氏神様を知っている。でも、いま日本で勤労されている方のかりの割合を占めているサラリーマンの方々の認知は低いという結果です。労務職も低くなっている。

8ページをご覧ください。これは同じ認知度で「世帯構成別」です(図表10)。ちよつと字が小さくて申し訳ないのですが、一人世帯。一世代世帯、これは夫婦のみですね。二世代世帯。二世代世帯で義務教育年齢以下の子供のいる家庭。それから三世代世帯以上の家庭です。いちばん下は三世帯以上で義務教育年齢以下の子供がいる家庭というふうに分けてあります。これで見ると、いちばん氏神様の認知度が高いのは三世帯以上ですね。でも、いま世帯の構成率でいいますと、圧倒的に増えているのは一人世帯です。一人世帯がいちばん多く、そして増えているわけです。その一人世帯で、この程度の認知度しかないということは、認知度はなかなか高くなりにくいということを表している

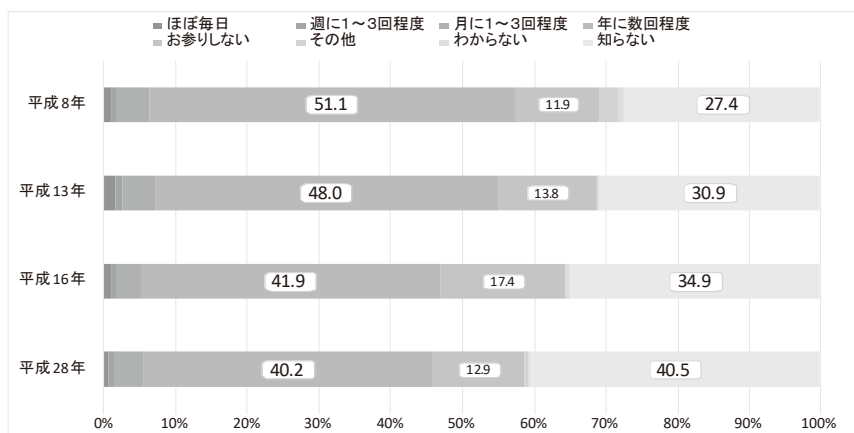
と思います。しかも、いやなことに三世帯以上でも、最近になればなるほど認知率が下がっている。おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、子供さんのいる、ある種日本人にとっては典型的な好ましいご家庭を想定した場合に、たかだか二十年でこれだけ氏神様の認知率が下がっているというのは、かなり深刻な状況なのかなと思います。



図表 11 氏神の認知率：住居形態別

その下は「住居形態別」です(図表11)。どういうところに住んでいるか。持ち家、民間の賃貸住宅など、四つに分類しています。ご覧いただくと、やはり多いのは持ち家ですね。一戸建ての持ち家が多い。持ち家ではない賃貸の一戸建てになると、低くなります。最近ですと、持ち家で分譲マンションが高くなっている。一方で、持ち家の一戸建ては継続的に低くなってきている。こういうことを考えながらニュースを聞いておきますと、われわれは最終的には郊外の一戸建てに住みたいということが一時期いわれておりましたが、最近は、生涯マンションでもかまわない、それが終の住処であるという傾向があるようだというニュースを聞いたことがあります。もしマンションを終の住処だとすれば、そういうところで氏神様の認知度は高くなってきている。

ただ、問題なのはそのあとですね。こういう持ち家の一戸建てとマンションで何が違うか。認知度がたとえば同じになったとしても、氏神様の御札の保有率、さらには神棚の保有率、神宮大麻の奉斎率が格段と違う。やはりマンションはだめなんです。マンションに神棚は置きにくいですね。神棚の保有率よりも氏神様の保有率のほうが低いんです。さらに氏神様の保有率よりも神宮大麻の保有率のほうが低い。二十年間やっただけでありますけれども、マン



図表 12 氏神様への参拝頻度

シヨンを終の住処と決める方々が多くなってくると、当然、神宮大麻をはじめ氏神様のお札をはじめ、祀られる機会は少なくなると考えざるをえない。

次のページをご覧ください。これがまた問題だと思っています。私はこれがいちばん問題じゃないかと思っています。「氏神様への参拝頻度」です（図表12）。いちばん右側の赤いところは、氏神様を知らないという方の回答です。この回答がこれだけ増えてしまった。左側のほうにある、ほぼ毎日、週に一回から三回程度お参りする。三つめはグレーのところですが、月に一回から三回程度。これは定期的な参拝者と言っているのではないかと思います。黄色がたいへん多いのですが、ここは年に数回という方のところなんです。二十年間の変化を見ますと、まず知らないという人が増えたのは明らかですけども、年に数回という方が減っている。熱心な参拝者、定期的な参拝者はだいたい五%前後で変わっていない。日本人はお宮に行かなくなっているのかもしれないという感じをもちます。

いま見ていただいている9ページの真ん中に、この二十年間にわたる変化を十一の項目にわたって要点をまとめておきました。

一番目。「氏神を知っている」と回答する者の割合が減少している。

二番目ですが、居住年数が長くなっても、これまでのように氏神の認知が高くなるらない。これはどういうことかという、その土地に住んで一年、五年、十年、三十年という分け方をしますと、これまでは居住年数が長くなれば氏神様を知っているという人の割合はどんどん高くなった。それはそうですね。その地域に住んでいろいろな関わりができる。そういうなかで氏神様というものを認知していく。ところが、最近になればなるほど、三十年住んでも氏神様を知っているという人の割合が減ってしまっている。だから、長く住んでも氏神様を知っていると答えない人がどんどん増えてきているということです。

三番目。居住形態別では「一戸建・所有」が高く、「マンション・賃貸」が最低です。ですから、東京二十三区の都心部が厳しいということは、おわかりのとおりだろうと思います。

四番目。「一戸建・所有」の氏神の認知率が減少している。

それから、五番目。氏神への参拝では年に一回から三回程度が減少している。

六。「氏神様のお札」の所有は減少し、二割を切った。

それから、七番目。「一戸建・所有」の氏神様のお札の保有率が減少している。ですから、一戸建てでも神棚はな

い、氏神様のお札もないというお宅が増えている。

八番目と九番目は、氏神様の印象というものを聞いているんですが、この二十年間のデータでは「好印象」が多少減少しました。具体的な印象としては、「地域の人々が守ってくれる」が最も多くなっている。不思議ですね。参拝はしない。認知率は下がっている。でも、参拝しなくとも知っているという人を合わせると、氏神様というのはこの土地を守ってくれているという回答が高くなっている。一体どこでこういう矛盾が生じているのかというのは疑問ですね。

十番。「心にやすらぎを与えてくれる」「歴史を感じる」という印象はなくなってきた。かなり減ってきた。十一。「氏神離れは大都市だけでなく地方都市、町村でも確認することができる」というのが、この二十年間の調査の結果でした。

神社界の方々にとっては、あるいは関心のある方にとっては、必ずしも嬉しい調査ではないと思います。こういう厳しい内容が相次ぐのですが、私は批判を念頭に置いて語っているわけではありません。私は國學院大學の神道文化学部の教員ですから、敵対しているわけはありませんで、あくまでこういう数値でこういう解釈ができるということを申し上げて、私の表現が厳しくなるのはデータが厳しい

からでありまして、私が無理やり厳しいことを言っているわけではないと思っただけだと思います。

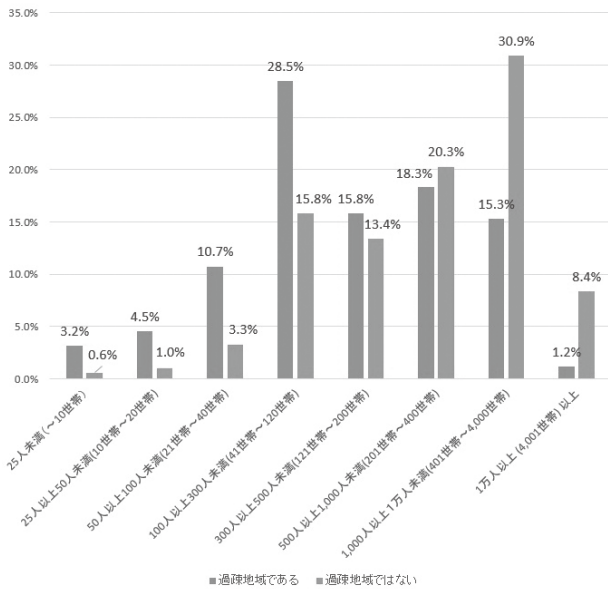
レジュメの中に折り込みで、「神棚・仏壇の所有」という紙を一枚入れさせていただきました。これは戦後行われたアンケート調査、世論調査で、神棚・仏壇の所有に関して質問をしている調査です。かなり集めたと思ってますけれども、まだあるかもしれません。主要なものをほぼピックアップしたのになります。上の囲みがアンケート調査です。下の囲みが世論調査になります。これを見ていただきますと、いくつかわかることがあります。おそらく戦前・戦中はどのお宅にも神棚・仏壇があるのが常識だったと思います。実際、調査がないのでわかりませんが、一〇〇%と言わないまでも、あるのが当たり前だった。社会的な常識だったと思います。ところが、戦後を見ていただきますと、神棚全国、仏壇全国というのを見ていただければわかるんですけれども、朝日新聞調査一九八一年では六割を超えております。NHKの調査でも六割を超えている状況だったのが、ずうっと数字を追い掛けていきますと、数字のここにはあるんですけれども、だんだんと五〇%台になり、四〇%台になり、直近のデータでは四割を切って三五・七%という数字が出ました。

実は、朝日新聞調査、NHK調査、それから十六番目の

調査、これらの調査を除くほかの調査は、基本的には私が設計をして同じ会社に行ってもらったものなんです。日本でいちばん大きい世論調査会社がいうと思って、中央調査社という時事通信社から分かれた調査会社に同じやり方でやってもらったもので、あまり大きな誤差はないと思います。その結果、現在、神棚は三五・七%保有ということになった。仏壇と比べてみると、仏壇の減り方は少なくないと思います。あまり極端に減らないですね。最近でも四八・一。半分のご家庭には仏壇があるということです。これも調べますと、人が亡くなったときに伝統的なやり方でお位牌をいただいて、お仏壇でお祀りするという習慣がまだ根強い。近年、葬儀の形態、お墓の形態が変わって、散骨とか自然葬とかいうことがメディアですぐにふん取り上げられていますけれども、まだマジョリテイは伝統的な様式なのです。そこまで崩壊はしていない。でも、仏壇に比べて神棚の減り方が早い。最近になればなるほど保有率が低くなるというのが第一点です。

それから、いちばん右方の備考のところに、二十一大都市という注記をしてあるのですが、人口規模が大きくなればなるほど保有率が低くなる。たとえばいちばん新しいもので全国平均の神棚が三五・七で、二十一大都市では二九・九という数字があります。東京二十三区では二〇%で

した。いまでも東京二十三区・首都圏には人口が増えていると報じられています。人口が増えている、世帯もどんどん増えている東京で、奉斎率が低くなっている。日本人ですから、積極的に神棚を捨てるといことはしません。ということ、新しくできた世帯が祀っていないということですね。その世帯が単身世帯なわけです。二十代、三十代



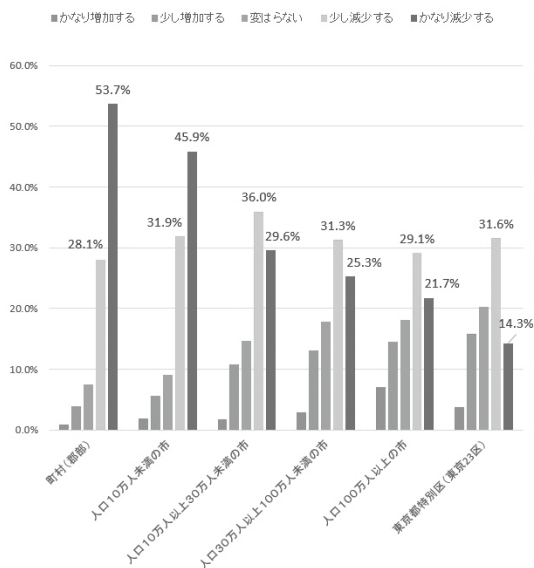
図表 13 氏子数の分布

の単身世帯にどうやって神棚を祀ってもらうのか。神棚がないと氏神さまのお札を祀っていただくことは難しいと思いますし、神宮大麻を受けていただくことも困難だろうと思います。三十代の男性、単身でマンションに住んでいる方はどうやって神宮大麻の意義を伝え、受けていただくか。これはかなり難しい問題なんじゃないかと私は考えております。神職の方々が非常に多くのアイデアを案出しながら努力をされているのは十分承知なんですけれども、社会変動がその努力をのみこむようなかたちで進行していると言ったほうがいいのかもしれないと思っております。

あと、時間の範囲内で簡単に申し上げます。9ページの下に「氏子数の分布」を入れておきました(図表13)。水色の棒が過疎地であると申告した神社、赤いほうは過疎地ではないと申告した神社によって氏子数の分布を分けております。細かい数字でわかりにくいと思いますが、過疎地であると自己申告したほうは氏子数が少ないところにたくさん神社がある。氏子数が少ない。

10ページをご覧ください。これは将来の氏子を予想していただいたものです(図表14)。将来氏子がどうなると思いますかという質問を、かなり増加、すこし増加、変わらない、すこし減少、かなり減少するという五つの質問に分けて、それぞれ答えていただいたものです。いちばん左側を

見ていただきますと、町村とありまして、五本、棒が立っておりまして。それがかなり増加からかなり減少までです。町村だと、かなり減少というのが五割を超えている。一方で、東京都の特別区、二十三区ですと、すこし減少がいちばん多いんですね。実は過疎地の神社、限界集落の神社はこのように氏子数を減らし、将来も減少するだろうということ強く予測し感じているようです。

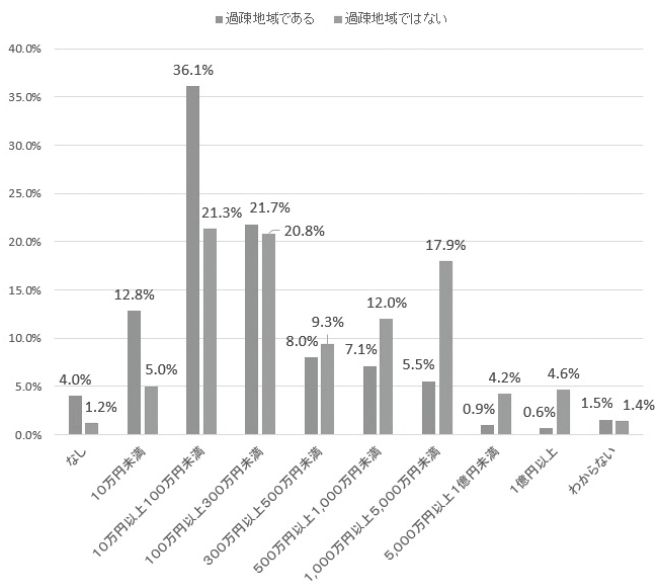


図表 14 将来の氏子数予測

10 ページの下の方の表は年間収入です(図表15)。同じように水色が過疎地の神社、赤いほうがそうではない神社。収入にこれだけの格差があるというグラフになります。当然、過疎地は少ないほうにぐうっと偏っているグラフです。

11 ページをご覧くださいだと思います。戦後の社会構造の変動がひどかったわけですね。産業構造の大転換があった。そこに農業就業人口と林業就業者数を書いておきましたけれども、こういう割合です。現在、農業就業人口は一・三九です。昭和三十五年には千四百五十四万人いたのが、いまは百七十五万人しかおらず、なおかつ高齢化が深刻に進んでいる。林業も昭和三十年に五十二万だったのが、現在六・四万人しかない。こういう産業構造の変化に伴って人口の移動が起こり、なおかつ少子高齢化で日本の人口自体が減っていく。まず言えるのは、これは二極化なんだということですね。

人口が減少していく、地域社会の紐帯が弱くなっていくことで神社全体が勢力を弱めているのではなくて、過疎地、限界集落地を中心に弱まらざるをえなかった。一方で、都市部の神社はどうかというと、参拝者は増える、社入が多くなる。境内地が整う。けれども、本当に氏子さんとの関係が強くなったかという点、これは人口流動の高さゆえですけれども、必ずしもそうではない。氏子さんが以前と同



図表 15 神社の年間収入

じように強く結びついていったかという点、そんなことはない。かなり離れていつていることがわかります。でも、都心のお宮は参拝者数が増えて、十分に財政基盤が安定してやっていけるということで、これは二極化ですね。

しかも、その二極化が向いている方向がいくつかあるよ

うです。そこに書いておきましたけれども、一つは「崇敬神社化」です。神社を維持していく活動をするために氏子が絶対要件として必要なわけですが、その氏子と神社との距離が離れていったときに、じゃ、お宮はどうするのか。やはり参拝者に来ていただくかといかない。ということで、先ほど佐野和史さんの「授与品神道」という文章を紹介しましたが、そういうことが起こっているんじゃないか。現在、各神社でかなり趣向を凝らした授与品が用意されておりまして、それこそ参拝者のニーズに応じて、いまだしたら御朱印というものが用意されている。いろいろなどころから社報を送っていたのですが、最近、拝見していると毎月御朱印を変えているという神社があります。それも、調べてみるとけっこうな数のようです。そんな珍しいことではないようです。一月の御朱印はこれ、二月はこれ、なおかつ雛祭り特別期間御朱印とか。われわれは期間限定で弱いですから、やっぱり行く。一年間全部集めたいということで、リピーターの方で参拝される方が生まれてくるということが起こっている。こういうのは都心の神社、特定の神社だからできることであって、田舎の従来の氏子、氏神様の関係で維持されているところでは成り立たないですね。

二つめは「高度消費化」ではないかという気がします。

これも時間がないのでやめますが、授与品なんかに代表されるようなもの。あるいは、収益事業というものを一つ柱にしないとやっていけない。あるいは、氏子さんがいなくなっても収益事業を柱にして、これはありていに言ってます。神社の境内地に収益型の賃貸マンションとかビルを建ててしまえば、お宮はかなりやっていけるということです。それがいいのか悪いのかというのは私には申し上げられません、収益化の方法の一つである。

もう一つは「情報化」です。しばらく前は神社のホームページを立てることによって参拝者が増えるのではないかとということが期待された時期がありました。氏神様のホームページを立てることがいいかどうかという問題はさておきますけれども、近年ではホームページをつくらなくても、そこに参拝された方がSNSとかインスタグラムで投稿してくれます。ですから、お宮は何もしなくても、新しい御朱印をつくった、ここの御朱印は変わっているということが喧伝されて、関心のある方がその神社に押し寄せるということが普通に起こるわけです。情報化もいちだんと進んでいる。さらに、キャッシュレス化の波でどうなるのか。これはなんとも申し上げられませんが、そういう状況が生まれているようです。

神社の二極化、方向性が神社を一律に語ることを難しく

しているという結論を、いま私はもっております。これで終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

戦後の神社神道

講師

茂木 貞 純（國學院大學神道文化学部教授）

石井 研 士（國學院大學神道文化学部教授）

コメンテーター

神保 郁 夫（神社本庁参事）

河村 忠 伸（國學院大學研究開発推進機構共同研究員）

司会

櫻井 治 男（皇學館大学大学院特別教授）

櫻井（司会） ここからの討議を担当させて頂きます皇學

館大学の櫻井です。よろしく願いいたします。（拍手）

これまで二つのご講演を頂きました。茂木先生のほうからは、二十五年間神社本庁にお勤めで、その後國學院大學で教鞭をとられておりますが、国柄の問題、国民思想の問題、そして社会変化への対応の問題という二つの観点で、神社本庁の活動を、それぞれ具体的に、かつ重要な点を取

り上げて、私どもが考えていく基本というものを振り返っていただいたかと思ひます。そして石井先生のほうからは、先生がこれまで注目をされてきました統計資料や意識調査に加えて、それらから客観的に読み取れるものは何か、そして、それはどういうことを意味しているのかということの解釈を、いくつか具体的に所示いただいたかと思ひます。

それでは、このあとは「シンポジウム」と称しまして、まずお二方のコメントを頂戴し、それから全体の討議に移らせて頂きたいと思います。それでは最初に、神社本庁参事の神保先生のほうからコメントをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。

神保 神保でございます。私は茂木さんの元同僚でして、昭和六十年に神社本庁に入らせていただき、いま現在も神社本庁の職員でございます。コメントというよりも、少し補足をさせていただければと思っております。茂木さんのほうから神社本庁の七十年の歩みを一時間という短い時間のなかで概略をお話いただきました。きょうここにお集まりの方々は、神社関係者の方もいらっしゃると思います。しょうし、一般のお勤めの方も多くおられると思います。私、性格が粗野なものですから、ちよつと過激なことを言うかもしれませんけれども、お許しいただきたいと思えます。

神社本庁七十年の歴史を、茂木さんはあくまでも神社本庁側の立場で話されてきました。とくに国民運動に関してですが、茂木さんの話の中でお三方の名前が挙がりました。草創期の神社本庁の総長をお務めになった吉田茂さん。そして、神道指令を出した中心人物でありますバンス。また、神宮の真姿顕現に関して取組まれた国会議員だった浜地文

平さん。吉田茂さんも元議員でして、大臣までやられた方です。神社本庁の役割は、他団体との求心力となり、真ん中に入って色々な活動を推進したのです。国民運動は、神社本庁の職員、神主が中心になって行ったわけではありません。多くの方々の協力を得て、繰り広げてきたわけですから。とくに草創期の方々というのは、戦前の教育を受けておられます。神社本庁の中心を担った人間というのは旧官国幣社の宮司さんや、福宜さんクラスであります。きょうの会を主宰する明治聖徳記念学会の理事長である阪本先生のお父さん、阪本健一さんも神社本庁の旧職員ですが、阪本健一さん自身も、戦前の官国幣社の宮司であり、終戦間際は静岡県の祭務官として県庁の役人という立場だった方です。ですので、戦後の神社本庁が国民運動を展開するにあたって、戦前の神社界を担った人物は、内務省出身の役人にも顔がききますし、多岐にわたる人脈をおもちでした。そういう人脈を駆使して、それを国民運動に還元して一つの目的に向かって活動をしたということでもあります。

きょう私がここに呼ばれたのは、会場の後方に『戦後神道界の群像』（神社新報社、平成二十八年）という本があります。この本は、戦後の神社界を担った方々を四百名程度、評伝形式で採録した書籍です。その編集を私が神社新報に出向しまして、先生方のご指導をいただき、最後の出版ま

で担当したということから、いろいろな人物と背景を理解しているだろうということで今日呼ばれたのだと思います。私が戦後の神社本庁を担った方々の本を編集して、その編集後記に書いた一文をご紹介します。と長いです。と長いですが読ませていただきます。

戦前に任用、特に官国幣社宮司として奉仕経験を有する神職は、戦後にあつても如何に神社と神社信仰を守り確立してゆくかを常に念頭に置き行動をしてゐたのではないか、といふ点である。大東亜戦争が終結する昭和二十年は、明治維新から八十年弱（ちょうどいまが戦後からそれと同じぐらいの年歳月が経過しております）、この間、明治元年に神仏分離が行はれ、以降、全国神社は、明治から大正、昭和へと江戸期以前とは全く異なる、国家による神社行政の組織、制度、理念と密接不可分の関係の中で歩むこととなる。本書に採録された官国幣社宮司、禰宜経験者の多くが、未だ神仏習合時代の記憶が間近であつた時代に生き、神道人として奉仕する神社の社頭整備に尽力し、また神社の立場からそれぞれの社史の編纂事業に熱意を燃やした（ちょうどいま明治神宮さんでは百年ということで社史の編纂に傾注されていると承っております）。……今回、本書に掲載された神社本庁設立期の人物の多くが、明治維新の精

神を継承し、敗戦後の新しい社会の中で、神社本庁の名の下に結集し、神社神道の発展を願つた。

これが、私の率直な感想として編集後記に書かせていただいた内容です。ですので、茂木さんのお話に付け加えさせていただきますと、神主が戦前の人のネットワークを使つて敗戦後、「明治の心」と言つたら漠然としますが、そういったものをいかに再度、次世代に継承しようかと。また、一つのかたちとして表そうとしたのが、茂木先生がきょう皆さん方にお話しいただいた活動であると思います。

一つだけ、皆さん方は知つておられると思いますが、紀元節の話が茂木さんからでした。実際には昭和二十三年に「祝日法」の成立があつたわけですが、私がいけば大事だと思ふことは、昭和天皇さまが、昭和二十三年、まだ休日法が施行になる前に、宮中三殿で紀元節祭をご奉仕されるわけです。翌年から法律が変わりますので紀元節がなくなる。しかし、昭和天皇の深い思召しによって、二十四年以降、年間の恒例の祭典とは別個に、侍従職が掌典職にお声をかけて、二月十一日は臨時で三殿の御拝をするということを、崩御される前年までなさつておられました。ですので、神社においても神社本庁設立と同時に祭祀規程、神社のお祭りを行う規定が施行されるわけですが、その中に当初は紀元節祭といつて中祭の祭祀が入っていました。

それが二十三年ぐらいか、規程改正で曖昧なかたちになって、紀元節の部分は消えていく。ただし、実態としては、紀元節祭は神社でしっかりと行われていたと思います。敗戦後の紀元節のお祭りが廃止になったとはいえ、陛下が常にそのことを心がけてご配慮なされるお姿。それがなんといいても神社界、また、その当時の人々に、どこまで国民が知っていたかは分かりませんが、おそらく漏れ伝わっていたかと思います。そういった昭和天皇のお気持ち、この紀元節でもある「建国記念の日」の復活につながったのだということを、ぜひともご承知いただきたいと思います。

また、これは明治聖徳記念学会の話ですから、あまり言ってはいけないのかもしれませんが、一言いわせていただきますと、戦前には「四大節」があり、これが神道指令によって大きく変わっていきます。紀元節は廃止。明治節は名前を「文化の日」というかたちになります。この紀元節と明治節は宮中の恒例の祭典の中から名前は消されますが、昭和天皇はこの二つのお祭りをずっと臨時御拝というかたちで崩御前年まで、晩年は容体が悪いですから勅使を宮中三殿のほうに差遣して代拝というかたちになって続けられます。基本的にご親拝をこころがけて、この二つの節祭を大切にご奉仕されてました。

あと、先ほど言いました、神主だけが一生懸命やったの

ではないということをもう一つの例でお話しさせていただきます。先ほどそこに高森明勲さんがいたので言うか言わないか迷っていましたが、実は高森さんと私は、大学学部時代はずっと先輩だったのですが、大学院で同級生になりました。大学院の学生時代、ぼくは大東塾の出身ではありませんが、八月十五日になると、高森さんに靖國の参道のところで靖國神社国家護持の幕を持つので人手が足りないから一緒にやってくれと頼まれて、何度か行きました。今、思うと草の根の国民運動というのは、こういうところから始まると思います。神社本庁の先輩方のお話を聞きますと、私はとうていできませんが、若い頃は五時に仕事が終わると、紀元節復活を要望するというビラを渋谷の駅に行き、配ったということを言っておられました。ぼくが入ったときはそういったことは全くなかったです。たぶん昭和四十年代ぐらいまでの話だと思っています。そうやって明治の精神とその当時のことを尊く思っている人たちが地道な活動を積み上げて、なおかつ、いろいろな外部の方々の賛同を得て、いろいろなかたちで国民運動をし、実現していったのです。大東塾の影山正治さんも、その一人です。

また、きょうは年配の方がけっこうおられますから、ご承知かと思えます。元号法制化に際しても、自民党の議員が一生懸命やったというのは大間違いでして、確かに

自民党の議員で一生懸命なされた方もたくさんおられますが、受田新吉など民社党系の議員がけっこう国会などで元号法制化を要望するような発言を繰り返されています。これは戦後でいうと社会党右派というくりになるらしいです。こうした意識の方が分裂して民社党になりました。民社党の中には、日本の国体というか、国柄を大事にした政治家がたくさんおられたということが元号法制化の一因になったと思います。

これで国民運動についてはおしまいにしますが、高森さんがおられた大東塾の影山（正治）先生など、法律が通る前に自決なさって、自分の死を法制化の実現のためにお供えするという覚悟で亡くなったということもありました。繰返しになりますが、決して神社界だけが頑張ったのではありません。当時活動した組織がなくなったり、世間から注目されなくなったことにより、神社本庁はいまだに社会的認知度が高いですから、神社本庁が中心になってやったというものの考え方が世間に広がっているのだと思います。確かに神社界も一生懸命やったのは事実ですが、実際にはいろいろな方々の真ん中に入って求心力の支えになったというのを皆さん方にご承知おきたいだと思います。石井先生のお話はまたのちほど出てくると思いますので、そろそろ時間ですので、私はこれで切り上げさせていただきます。

きます。以上です。

櫻井 ありがとうございます。ただいまの神保先生のお話しでは、戦後だけを見るのではなくて、戦前から戦後へとつないだ方々の存在をしっかりと見ていく重要性和、その方々の「思い」というものについて振り返っていただきました。さらには、神社界が中心となってさまざまな活動を展開するにあたって、神社本庁がその求心力となっていたという側面についてのご指摘もございました。

次に、お二人目のコメンテーターでいらっしゃる河村先生、いかがですか。

河村 まず初めに、私が常にも思っておりますのは、「神社神道」とは何かという問いであります。このようなことを言うのと、神職が何を言っているのかと思われるかもしれませんが、研究者として、また神職として、真剣にずっと悩んでいる問題です。

神社神道という言葉の由来をたどっていきますと、戦前において、教派神道に属さない国家の管理に属す神社の神道のことを「神社」あるいは「神社神道」と呼びます。したがって、神社神道というものを考えるときに、戦前の制度なしに考えることはできないということになるわけですが、戦前の神社のことを法令で「国家ノ宗祀」と表しました。「国家ノ宗祀」という用語の用例を調べると、第一に

神社の物的・人的設備が国家に帰属する近代神社法制度のことを指します。第二に制度の裏付けとして、国体と神社が一体であるとする国家観、歴史観、神社観が存在します。更に、第三の分類として、神道思想家が自らの思想を「国家ノ宗祀」という言葉を使って表現したもの。第三は例外的な用法であり、第一と第二が行政が想定した「国家ノ宗祀」の定義となります。

そして、「国家ノ宗祀」たる神社のことをあえて「公認神社」、あるいは「公の神社」と表現しました。公認されていないものの、氏神様として信仰されている祠が数多くあったからです。そして、公認された神社の要件をまとめていきますと、第一に「帝国の神祇を奉斎し」という点。つまり、国家として尊崇するに値するかどうかをチェックするということです。第二に「公の祭典を執行」という点であり、これは紀元節祭、天長節祭といった公の祭祀を執行することです。そして第三に公衆参拝の用に供する設備であるという点。この三つの要件を満たしたものが神社明細帳という台帳に登録され、登録された結果、公法人、あるいは営造物法人と呼ばれる法人格を取得する。これが戦前期の神社です。

そして、そのことを端的に表現したものが、成立はしませんでした。が、検討されていた「神社法案」に「第二条

神社トハ社殿ヲ備ヘ帝国ノ神祇ヲ鎮祀シテ公ニ祭典ヲ執行シ公衆参拝ノ用ニ供スル所ヲ言フ」。このところに戦前期、内務省で行われていた神社に対する理解が端的に示されているわけです。

そうしますと、この三つの要件を満たしていない神社、例えば、個人宅に祀つてあるお稲荷さんは公の神社ではないわけです。仮にご祭神が天照大神であったとしても、それは私的な祠であり、私祭神祠となる。私祭神祠というのは個人のもので、公に公衆参拝に供することはできない。神主を置いて「うちに祠があります、どうぞお参りください、ご祈禱しますよ」ということは言えないわけです。戦前期はこのように公的祭祀と私祭神祠の区別がありました。

神社明細帳に記載されず、数軒で祀っている祠も何万と存在した。これらは行政上において神社ではない。しかしながら、地域社会においては神社であった。有名なところは、櫻井先生が研究されていますように、いったん合祀したあとに復活した神社。こういったところが全国には多数あった。そして、その中には熱心な信仰心があり、また行事も行われている。これは戦前期の事実としてあるわけです。

神道指令ができたことによって「国家ノ宗祀」の第二の

意味である国体と神社が一体であるという国家観・神社観をどうするかという点が問われたのだと私は考えております。茂木先生のお話にありましたとおり、神社本庁というのは神社の連盟体であります。連盟であるということはなんらかの共通の理念があるはずで、神道指令がわれわれに突きつけたものは、神社というものが皇室と離れて存在しうるかどうかということだと思います。そして、法令上民間の宗教法人になったとしても、宮中祭祀と神社祭祀は連動しているという理念をもった神社が神社本庁という集団として結集したと私は解釈しています。神社本庁という組織そのものは、一般には現在、代々木にある事務所のことを認識される方が多いですが、広義には加盟している神社すべてが集まって神社本庁を構成している。

その連盟体の結集している要因というのは、神社の祭祀は天皇陛下の祭祀となにかしらつながっている。この「なにかしら」というところが微妙なところですから、それは戦前期にもさんざん議論したが、結論は出なかった。明治維新になって初めて官から押しつけられたと考える研究者もいますが、それは私は違うと考えております。江戸時代、吉田家が神職の任命書を発給していたわけですが、それは吉田家が朝廷の神祇官の官員であり、吉田家を通じて朝廷とつながるという意識が全国の神職のなかにあった

からこそ、吉田家のやり方が通用したと私は考えております。そのため明治維新によって神社と宮中祭祀が初めてつながったわけではない。それまでにあった精神的なつながりを制度として明らかにしたのが、明治維新以降の近代神社制度だと私は理解しております。

そして神社本庁ができて、本日は国民運動的なところにもまずスポットライトを当てたわけですが、私は神社本庁の本質的な機能というのは、茂木先生のレジュメにも記載のとおり、神社護持のための統理承認事務にあると考えています。宗教法人法上では、宮司と責任役員が同意すれば、ご祭神だって変えられます。しかしながら、そこで神職や総代の恣意独断を防ぐためのチェック機能として働いているのが、神社明細帳であり、承認事務です。そのため承認事務は神社を守るという神社本庁において最も根幹的な業務です。そして、承認事務を補佐するのが、考証や調査と呼ばれる部門です。

本日、茂木先生からご説明いただきました国民運動の根源は神職の中に存在する国体と神社が一体であるという神社観が、自発的に国体護持運動として発揮されたのではないかと思います。この点についてまた茂木先生にはご意見をたまわればと存じます。

次に神社護持の問題です。本日、石井先生から詳細な数

値でご説明いただきました。現在、日本国民が一億二千六百八十万人居まして、神社が約七万九千社です。しかしながら、明治二十二年に内務省が調査したときに十九万三千二百九十一社で、明治三十七年の人口統計が約四千六百十三万人で、いまよりも少ない。そうすると、神社を護持する一人当たりの人口は、明治から比べると増えている。それにも関わらず、護持問題が主張される原因を考えていかなければいけない。

その点について、神社の維持費が上昇していると私は考えます。「国家ノ宗祀」として内務省が理想としていた神社というのは、「神社法（案）」第二条に「社殿ヲ備ヘ」と明記され、神饌幣帛料の指定基準として「境内地百五十坪、本殿、拝殿、鳥居等完備シ」と規定されるように本殿をはじめとした建物が完備したものです。しかしながら、昭和四年の時点の内務省の調査において、石の祠だけ、またはご神木に注連縄が張っているだけ、石碑に神号を刻んだだけの小さい祠が多く存在しました。行政が設備の完備した神社を推進した結果、神社の維持経費のうち修造費と人件費の比率が大きくなり、費用を分担する住民の人口が多いほど維持基盤が強固であるという状況を生みました。そのため神社合併は氏子を増やし、設備充実のための経済的基盤を造成する合理的な政策だといえます。反対に石の祠ま

たはご神木に注連縄だけという状態で良いとするならば維持費はほとんどかからない。神社護持については神社の在り方から考える必要がある。この点について、石仏だけ、お堂があるだけなどの事例が他宗教にあるのかどうか。また、将来的な神社の在り方についてご意見がありますのかどうか、石井先生に改めてお伺いできればと思います。

神社神道とは何かという最初の問いに対し、私の現時点の理解は「神社は私的信仰の対象であると同時に、国体と一体不離の関係にあり、天皇の祭祀大権を輔翼し、公的祭祀を執行するものである」という理念に基づく神道の一派です。

神社界の国体護持運動について、戦前の公法人という地位がなくなったことにより、神社の公共性を確保するために社会運動を始めたという説があります。しかし、戦前から御祭神を奉斎し、境内を管理することによって神社の公共性は果たしているというのが戦前の神社関係者の見解です。先ほど「授与品神道」について言及しましたが、当たり前のように参拝ができて、誰も見ていなくても神職により祭祀が執行されていることの価値をまず確認していくことが大事だと考えます。

今後の神社神道について考えるためには、明治維新以降目指してきたものを整理した上で、改めて方向性を議論す

べきだと思います。私は宗教法人たる神社だけではなく、戦前期の非公認神社、あるいは地域の神社を共に護持していくための体制をつくっていく必要があると考えているところです。諸先生方のご意見をいただきながら、きょうは考えを深めたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

櫻井 ありがとうございます。皆さんのお手元にもお配りしていただいていると思いますが、近代の神社神道、あるいは神社ということについて研究を深めてきておられます河村先生のほうから、とくに戦前期における神社が「国家ノ宗祀」といわれるような建前のもと、あるいは神社という場合のそこでの公認という問題、それを戦後においてどのように認識すべきかという点について、いろいろと問題提起をさせていただいたかと思っています。

ただいま、お二方からコメントをいただきました。茂木・石井両先生のご講演に対して質問やコメントを頂きましたので、最初に茂木先生からご発言を頂ければと思います。よろしく願います。

茂木 神保さんと河村さんからコメントをいただきました。神保さんのご発言のなかで、戦前の神職、国家管理のなかで任命された官国幣社の神職、それ以外の諸社、民社の神職がいたわけですが、人脈が広いというのはすごく言えると思います。また、官僚として活躍した人もた

いへんいらつしゃる。たとえばきょう私がお話ししましたように、国家管理から離れるという決断をしたあとの皆さんのご協議というのが、非常にスピーディーでそつがないといいましようか、無駄がない動きで、たちどころに新団体の設立に、そして新団体の仕事内容も明確にして、おそらくそんなに乱れることなく戦後の体制に移行できた。これはやはり当時のアイデアと実行力と官僚的な能力というのはすごいんじゃないかなと思います。

同時にその後、国柄の回復の運動に多くの時間を神社本庁は費やすようになるわけですが、これもやはり、先ほど言いましたように、もちろんたくさんさんの支援があつて、たくさんさんのいろいろな団体、個人を含めて、本庁が掲げる目標についての賛同があつた。その人たちの求心力であるという指摘は正しいんじゃないかなと。神社そのものはそんな大きな力もつてないんですけれども、予期した以上の力を発揮できて、すこしずつでありますけれども、紀元節の運動にしても、十年以上の地道な活動。それから、実際に地域社会で神社を中心とし、あるいは地域を中心として奉祝運動をやっている。それがやっぱり大きな力になっていったんだろうなと。もちろん、きょう昭和天皇の大御心の話も出ましたけれども、こういう貴重な情報も大きな原動力になったのは間違いないのではないかと思います。

す。

それから、河村さんからのご指摘でありますけれども、地域社会で神社を守っている神職の立場からのご発言だったと私も受け止めました。江戸時代の神社と明治維新後の神社とは、国民意識の問題で大きく変わったんだらうなと思います。江戸時代の神社はやはり個人的な信仰の対象になって、一部の神社は栄えていたんでしょけれども、お祭りの意義とかそういうことはすこし不明確になって、地域社会からなくなりはいし、しっかりと受け止められているわけですけども、意味がわからなくなってますって、そのために廃れてしまうところがあつたんじゃないかと思います。それが明治維新によって、祀りの意味の位置づけが非常に大きく、国を治めるという天皇陛下の行爲と密接不可分だと。しかも、皇室の場合は、武家政権の時代も含めてずっと敬神の伝統をしつかり守ってこられた。そういうなかで神社神道ももう一度整備され直して明確な目標ができ、そして、新しい時代の神職もそういう目標に向かって邁進していく。おそらく皇典講究所もそういう目標で新しい神職の養成に頑張ったんだらうなと思うわけです。これは日本がもっている内なる力によって少しずつ少しずつ整備されて、国家の宗祀という位置づけになり、そして、国家の宗祀とはどういうものかということが整理され

ていったんだと思います。それが突然、神道指令によって国家管理を離れる。いままでは官主導で、神職はどちらかというと受け身でやりましたので、それがいっぺん国家の管理から離れるということは、おそらく大混乱になるでしょうし、また江戸時代以前に戻ってしまうということになりかねなかったわけでしょうけれども、本当に大きな変革に出てくるだろうということを予想し、きちっと準備をし、受け止めるかたちをつくったということが、本当に先人の明があつたなということをしきりに思います。なんとかこれをガードするかたちをつくられたということだと思っんです。

国体と神社はやっぱり不可分ですよ。もちろん皇室とも不可分でありますので、その不可分のところを少しずつ埋めていく努力を、独立を回復したのちも、目標を定めてやってこられたことがすごいなと。神宮と皇室と全国の神社は祭祀を通じて結ばれているだろうなと思いますけれども、そのことを自覚的に戦後、明確にしてきたのが、内部の事情でいえば神社本庁憲章の制定と位置づけることができるのではないかと思っております。

櫻井 ありがとうございます。ある程度明確なご意見のなかで、どういう状況かということをお話したたく。なかなか議論の課題を見つけないということはあるかも

しませんが、また考えていくといたしました。石井先生のほうはいかがでしょうか。先ほどずいぶんとデータもありまして、お話し足らなかった部分もございましたら、あわせてお願いいたします。

石井 コメントありがとうございます。私は学生の頃から、神社とかお寺とかキリスト教の教会とか、あるいは日本の文化のなかで宗教の果たす役割ということを勉強しているわけですが、そのなかでも神社と地域社会のつながりというのは本当に強い。ところが、高度経済成長期に私は東京で育つわけですが、みえる社会が変わっていく。都市化ということがいわれて、昭和四十年代の初め、過疎化が指摘されて、四十年代の後半には「三ちゃん農業」という言葉ができました。田舎の農村でお神輿を担ぐ壮年がいなくなったので、おじいちゃん、おばあちゃんたちを中心にトラクターにお神輿を載せて村の中を回っている写真を見るわけです。当然これは過疎化のせいで、働き手がいなくて、それでもお祭りを維持しようとしている。機械化で農業も維持されているんだということを学ばなければです。

昭和六十三年にNHKが「NHK特集」で「寺が消える」というのを作ります。鳥根県の山間部にある浄土真宗のお寺で、どんどん無住になっていく。あるお寺は傾い

ていて、しばらくしたらつぶれるだろうと。ドキュメンタリーです。浄土真宗が取材に応じました。浄土真宗の本山から派遣されてきた方々と地元の方が一緒に回って、もとそこにはご住職がいたけれども、いま大阪枚方市の病院に入っていて、三年ぐらい前までは賦課金も納めていたけれども、いま納められていない。この寺は近くのお寺と合併を進めていますというような状況を逐一見せた。当時は中山間地だけだったわけですが、現在は拡大している。稲作を行っている地域まで過疎化や高齢化が進んでいるのは、別に宗教とは関わらず、いろいろな機会に情報として新聞、テレビで見えてきているわけです。そういうなかで神社は変わらないのか、お寺は変わらないのかというのがもとの発想なんです。

運動体としての理念は変わらないだろうと思います。きょういろいろな先生方のお話を伺って、そのとおりだなと思いました。でも、それを支えてきた地域社会が細り、氏子さんがいなくなる。そうなったときに神社は総体としてどうなるのかというのが、私の関心なんです。先ほど言ったように四割の神社がたとえば二〇四〇年までになくなるなんていうことはないと思います。しかし、たとえば一割の神社がもし機能不全になったとき、どうなるんでしょうか。たとえばセブン・イレブンが全国展開していて、

その一割が閉店になる。あるいは全国に何百というイオンの店があつて、イオンの一割が閉店になるといったら、これは完全に業態、変わっちゃいますよね。収益が急激に落ちて、どういう商売をするかというのを見直さなくちゃいけない。いま宗教界はそういうことをようやく実感できるところまで来たようだというのが、私が研究で思っている感触なんです。

過疎化は着々と進行していたわけで、いま急に現れたわけではない。限界集落という言葉は二十世紀の終わりにできた言葉です。過疎という言葉ではその悲惨さが表せないというので、ある農村社会学者がつくつて、いま人口に膾炙した言葉になっていくわけですね。これから人口は減り、地方の人口がとくに急速に減っていく、残った方々の高齢化率はますます高くなり、そういう方々でいつまでお宮を維持していけるのか。その場合に、神社とは何かという問題は私にはたいへん難しい問題で、もちろん回答は持ち合わせていません。マスコミが取り上げる事例というのは極端な事例が多いので、それをもって絶対というわけにはなかなかないかと思いますが、一軒でも氏子さんが残ればお宮は維持されるというのとはよくわかります。あるいは、氏子の方々が少なくなつて兼務社にならざるをえなくても、兼務した宮司さんが、本務神社と同じように

一生懸命祭祀をされているのはわかるんです。本当に氏子さんが少ないところで、氏子さんが多くて財政が潤沢な宮でも、やっている恒例祭祀とか臨時祭祀とか、全く同じ割合なんです。手を抜かないですね。どんなに少なくなつても財政基盤が細くなつても、宮司さんや氏子さんはお宮を維持したいと思つて頑張つていらつしやる。

でも、これから十年先三十年先、いけるのか。そういう神社が増えたときに、全体としての神社神道は、いろいろな先生からお話があつたように、いろいろな運動がどこまで維持できるのか、変わらないうに進められるのか。場合によると収益に走るお宮もあるやに思います。決して多いとは思いませんけれども。情報化に特化して進めようとしているところもあるとかなですね。そういうのが目につくと、きょう話を伺つたように、皆さんが一樣に同じ方向に向かつて進んでいけるのかどうか。私はこのようにかなり大変だなと思つているんですけれども、そういうことを考えて皆さんにお話をさせていただいたしだいです。

櫻井 先ほど石井先生が現代的な神社の様相を見ていくと、一つには神社の魅力化、そういう意味についてお話しになりましたね。人々が集中して訪れる神社と、もう一方は神社を維持したり護持することが厳しいような状況の、そういう分かれ方。それに関連して、これから神社界が一

体となってどのように社会的な活動とか運動ができるのかという点はいかがでしょうか。

石井 神社が求められている役割が変わってきているのは間違いないと思います。東日本大震災以来、宗教団体の社会貢献活動が盛んになっています。この場合には目に見える活動です。具体的に宗教者がそこに行って、布教ではなく、ボランティアとしてどれだけ活動できるか。あるいは、そこへどれだけの寄付金を投下できるか、あるいはどれだけ物資を持っていけるか。それが継続的にできるか。あるいは傾聴活動の拠点を設けて、相談に来る方に対応できるかどうかということが求められている。そういうのは神社が行ってきた活動ではないし、個々のお宮はご家族で運営されている場合が多くて、被災地にずっといて活動というのはなかなか難しいだろうと思うんです。それとは違った社会的な公益性とか公共性を神社はもっているんですけれども、いま求められているのは本当に目に見える活動で、集団で行ったらかみみたいなので評価される。あるいは、子供食堂をやっているかやっていないかとか、高齢者に対するデイケアみたいなものを行っているかどうかとかですね。でも、それはおそらく神社でやってきたこととは違うし、神社本来の発想とは違うんじゃないか。そういう公益性ではないものを神社は果たしてきたし、いまも

果たしているし、今後果たし続けるだろうと思うんですが、受け取る側の日本人の感覚が変わってきていると思います。そういうなかで神社はこういうもののだということをも、もう少しきちんと説明をする必要があるだろうと思っています。日本人だから言わないでもわかるという状況ではなさそうです。下手すると外国人と同じで、神社はこういう歴史的な経緯があつて、こういうものであつて、それが日本人にとつてなぜ大事なのかということは、神職の方々はじめ、総代さんやいろいろな方々に繰り返し伝えてもらわないといけなくなつてきていると私は思っております。

櫻井 そういう観点から見ますと、先ほど河村さんが神社というものの捉え方のなかに基本として三つとおっしゃいました。神様を祀つて奉斎し、公の祭典を行い、そして公衆参拝の用に供する。それを守っていくのが神職の務め。それはわかるんですが、それと共に、一方では社会からの宗教に対する何らかの期待とかニーズというものがありませんね。ただ受け身的なことだけなのか、あるいは神社の主體的な役割をどのような進めていけるのかという点で、神社としての存在の意義を考えていく必要性はないだろうかという点もあるかと思うんですが、このあたり、いかがですか。

茂木 いま石井先生がおっしゃられた他の宗教団体です

ね。目に見えるかたちで社会貢献ということでは被災地に様々な支援をされているわけです。神社は地域社会の中にあって、このあいだの東日本大震災なんかでいいですよ、それこそ氏子の人々と共に大半の神社も被災している。あるいは神社だけが高台にあって被災を免れたけれども、氏子の九〇%以上は被災者という状況の神社がたくさんあった。そういうなかでわりあいと早く地域社会がまとまって復興に向けての歩みを始めたなかで、やっぱり神社の祭りが大きな役割を果たしている。それから、神社に関わる民俗信仰ですね。獅子舞とか神楽とか、これは神社がなくたってでもできるわけですけれども、そういうものがわりあいと早く復興して、地域社会の人がそれを行うことによって活力を得て復興への一歩を踏み出すというところがたくさんあったということを、「神社新報」の被災者の記録で確認できるわけです。やっぱり、日本の社会と神社というのは本当に密接不可分で、神社信仰というのはコミュニケーションを形成していく核にあるんだろうと思う。そこは国柄と密接不可分なところでもあるんだろうと思うんです。ですから、過疎地でも何軒かの氏子が残っていると根強く続いていくわけです。

ただ、絶対数が減ってしまって維持できなくなるといのは、これはもうどうしようもない話なんですけれども、

地域に行きますと、立派な神社はたくさんあるんですよ。しかも、活動が低調だなと見えるような神社も見受けられる。これはやはり地域社会の人が神社という存在に目覚めてないというか、あるいは、その土地の神職がいろいろな事情で神社のほうに時間をさいて活動ができないという状況にある。なにかその条件を変えて、少なくとも神社の掃除やそういう協力体制をつくって、うまくかたちを整えていくと、まさにいいコミュニケーションが、昔ながらの神社のかたちが復興できる神社もまだたくさんあるんじゃないかなと思います。それを神社本庁が活性化するという、神社振興対策のような施策というのはすごくよかったんじゃないか。私も実際担当していましたので、多くの成功事例を見せていただいて、神社がきれいに、そして恒例の祭祀が行われている地区というのはやっぱり生き生きとして力がある。そういう感じを常に受けておりましたので、他の宗教団体とは違う役割というか方法があって、神社はできるんじゃないかなと思います。

神保 私も以前、神社振興対策を担当していたことがあります。非常に難しいのは神社本庁が包括する神社は約八万。そのうち神主が、本務神社といいますが、基本的にその神社に常に常駐しているというお社は一万ちょい。あとはみんな兼務神社です。一般的な兼務神社は、その土地

の人が管理されており、宮司は、十キロ先だろうが二十キロ先だろうが、年に数度の祭典に行く程度の神社です。宮司が本格的に社会活動をする場合、やはり神職が常駐していれば、そこを拠点にしているいろいろな活動ができます。しかし、平日頃は氏子さんがお社を管理されています。法律的には、宮司は代表役員になっていますが、なかなか遠慮があつて、兼務神社の活動に口出しができません。よっぽど信頼の厚い宮司でしたら、兼務神社に対してもアプローチができるんでしょう。従つて、神社の活動を考えるときに本務神社と兼務神社の二つに分けて考えなくてはいいと思います。

これはうる覚えで恐縮ですが、かつて國學院大學の教授だった土岐昌訓さんという先生がいました。横浜の方で、『新編相模国風土記稿』、これは吉宗の時代に幕府の命令でつくられた地誌ですが、その中に、先ほど河村さんが言いました京都吉田家から任命された神主は誰、白川家から任命された神主は誰と明記されています。たしか百二、三十人ぐらいだったと思います。要するに鎌倉から以西、小田原、箱根ぐらいいまで。そこに公に認められた吉田や白川から裁許状をもらつて神主だという人間が百二十ぐらいいたと思うのです。そして現在の相模国の中の本務神社の数を数えたのですが、江戸時代と同じだと分かりました。意

外と都市部、東京近郊であつても、江戸時代の本務神社といまの本務神社の宮司の数がほぼ拮抗していて、あとは兼務社なわけです。恐らく江戸期は村持ちだと思っています。従つて現在、神社本庁下で本務・兼務の二つの区分けの神社があり、それを一つの組織の中でいろいろ考えるというのは、言い訳ではありませんが、非常に難しい状況にあります。

あと、これは私ごとで恐縮なんです。私は小田原郊外の曾我というところに家があります。敷地はたぶん百坪を超えるような神社ですが、これは宗教法人になっていません。昔からその土地に住んでいる二十二軒の家で頭家制、当番制になっています。何かあつたらその二十二軒で責任をもつて対処するというかたちの神社です。こういったままの、本来はそういう性格だった神社も、戦後、神社本庁が宗教法人として設立された際、包括下の神社として入ってきているはずなんです。ですから、いま過疎化で合併しろとか、いろいろな問題が起きていますが、先祖代々、その集落で守つていた神社が不活動法人だからといって、隣の宮司のところと合併したら、その土地を取られるのではないかなど猛反対運動が起きたりします。いま過疎という部分において神社界はいろいろ難しい局面を迎えているということをご承知いただきたいと思います。

河村 神社の社会運動について、戦後の神社本庁が国民運動の中心で活動できたのは戦前期からの人的ネットワークだけでなく、神社や神職が近世以前から構築してきた地域社会における信頼度、また、国体と一体であるという神社観が非常に強い力を有したと考えます。

福祉活動について、例えば鶴岡八幡宮の中に幼稚園があります。収益事業という面もあるわけですが、戦後の幼稚園、保育園が足りなかった時代に境内を開放して地域の人たちに還元するという目的もありました。神社の福祉活動とは神社祭祀を基盤において、地域社会とのつながりをもつものです。そのような神社らしい社会福祉活動を模索すべきではないかと考えます。

石井 河村さん、そういう場合に神社らしいあり方というところ、どういふものを具体的に考えていらっしゃいますか。私は、とりあえずわかりやすいのは数なので見ているんですけども、とくに近年、十五年ぐらいかな、たとえば神社立の保育園、幼稚園が減少しているとか、あるいは教誨師の数が減っているとか、民生委員の数が減っているとか、地域をベースにした社会との関わりをしている神職の方の数が減っているんですね。そういう場合にほかに具体的にどういふあり方の可能性があるのかと考えられますが。

河村 神社だからできる幼児教育という意義は失われて

はいませんが、保育園・幼稚園が足りないから神社が社会福祉でやる必要性は終戦直後より薄れている。教誨師に關しましても、矯正施設のなかで定数がありますので、神社として推薦しても必ずしも採用されないという事情もあります。

神社を取り巻く社会環境が変わってきて、地域社会における神社の位置づけというものを改めて考え直す必要があります。神社に神職が常駐し、話し相手になるといふ神社振興対策を行っている神社もありますので、変わりつつある社会の中で神社が貢献できることを模索せねばなりません。特に神社の神職は社頭から離れがたい地元密着型という制約があるため、それを踏まえた検討が必要です。

櫻井 ある面では地域の問題への神社の位置づけとか、非常に個別的な、置かれた状況という問題が発生するというところ、もう一つは、数値的に多い少ないで議論できなくて、むしろどういふ質・内容の活動が地域と深く結びついているかということも考えなければいけない面ももっているかと思います。

そうしたなかで、戦後の神社神道ということで、一つは、きょうの話の中心の大きな課題は神社界が連盟をつくられた神社本庁という組織としての活動ですね。組織が戦後いろいろ進めてきた活動というものの、それは実は中身を見ま

すと、組織に関わっている人たちが、とくに神職さんが中心になるわけですが、その神職さんが、戦後の場合ですと、戦前期からのいろいろなつながりや実力というものを危機的ななかで発揮してこられた。そうした厳しい状況下の世代から、大きく変わってきた世代のなかでは、逆にいうと、安定した時代、高度成長期の時代を神社界で過ごしてきた人たちが、これからどうしていくかという課題や問題が関わっていると思うんです。しかし、そこでもこれからの重要なテーマ、先ほどもいくつかは出てきていたかと思えます。一方で、石井先生がおっしゃるような現実的な社会状況を認識しながら活動しなければ、必ずしも理念だけではいけないというところもあるうかと思えます。

ではここで、会場の方で質問をしたいという方がいらっしやったら。あるいは、いままでの議論、話題のなかで指摘やコメントを頂けることがございましたら、お受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

中野 会員の中野と申します。本日は貴重な講演ならびにコメントを拝聴いたしまして、たいへん勉強になりました。ありがとうございます。本日のテーマは「戦後の神社神道」ということで、昭和、平成、令和と時代が流れるなかで、社会構造の変化とか、それから神社に与えられた役割がいかに変化してきたかということであったと理解して

おります。いわゆる神道指令以降、現代社会が変化するなかで神社がどのように変化してきたかということで、神社というものは戦前、あるいは河村先生が指摘されたように国家とのつながり、宮中祭祀と神社祭祀とつながるといった面は変わらない。ただ、石井先生が指摘されたように、現在人口減が起きているなかで、あるいは社会的な宗教に対する意識が変化するなかで、氏子、神社というものから崇敬神社への質的な変化というものも起こっているだろうと思っています。

そうしたなかで、神社はなぜ神社たりえているのかといったことが大きな問題かと思えます。すなわち神社というものは、古来の日本からいいますと、共同体というなかでたしかに国家の宮中祭祀と神社祭祀、祭祀が行われて参拝が行える状況にあるという存在的な意味。神社が存在しているというのが大きな存在意義かと思えます。一方で、人口が減っていつて氏子がいなくなっている。祭祀を行う神職のほうは、神職がいなくなった場合には兼務というかたちで祭典は続いているわけではありますけれども、一方で限界集落という問題もありました。氏子がいなくなった神社というものは、神社という施設は存在するわけですが、それを信仰する、あるいは護持する氏子がいなくなつた神社は神社たりえるのか。あるいは宗教観の変化によって、

私はこの神社の氏子地域に住んではいるけれども信仰はしないという氏子さんたちが増えていった場合に、施設として残っている神社が果たして神社たりうるのかどうか。こういった面で神社というものは存在そのものが神社なのか、あるいは、氏子さんがいて信仰する人がいて、祭典は神職が兼務して執行するけれども、氏子さんがいなくなった場合に神社たりえるのか。ぜひともこの機会に四先生のお考えをうかがえれば幸いに存じます。

櫻井 非常に重要なお質問かと思えます。いかがでしょうか。

神保 いちばん最初に問題発言をいたします。あくまで宗教法人という枠は戦後あてはめられた制度だと思えます。万が一、そういう極限の状態になった場合、まず、宗教法人は当然解散、氏子さんが誰一人といなくなったら、昔の御所ではないですが、朽ちるまでそのまま置いておくということも一つの考えですね。やむをえないかなと思います。ご承知だと思いますが、延喜式記載の式内社は三千百三十二座、二千八百六十一所あります。この三千百三十二座のうち、ここが、その式内社だとわかっている神社が何割あるでしょうか。現代の研究では、恐らくここであろうと複数の候補神社を論社と言います。また、神社がどこかわからなくなっている神社、不明だという神社まであるわけ

です。ですから、過去において街道、道の問題だとか人の移動によって廃絶していった神社というのは多々あったことを考えると、そのまま歴史の流れに任せるのもやむないのでは、と私は思っています。

河村 「神社法(案)」第二条の「帝国ノ神祇ヲ鎮祀シテ」という表現はきわめて秀逸であり、これが神社の本質であります。氏子数が仮に全くゼロになったとしても、御祭神がおられる限りは神社であり、また、前の住人が転居して残された祠を次の住人が祀るという風習もある。

本日、石井先生のご発表のなかで、年数回しかお参りしないけれども守ってくださっていると認識している人が多くという指摘は非常に重要だと考えております。櫻井先生が専門に研究されていますが、神社合祀、神社整理のときに反対された方が熱心にお参りされた方ばかりかというところではないわけであって、そこに神様がいてくださるということが地域の人たちにとっては重要な意味をもっていると思います。たとえ移住してしまっても、自分のふるさとには先祖代々の神様が残っていてくださっているというところが、神社、神道にとって重要なことと考えています。この点について、戦前期に三万五千、兼務神職すらいない、全く神職が関わっていない神社があった。それを戦後、神社本庁は規定上、必ず兼務をつけることにした。その神

社に何か問題があったら、その神職が察知し、支部や神社庁や神社本庁と協力して守っていける体制を構築している。これは神社本庁の功績の一つだといえます。

石井 私がやっていることはデータからものを申し上げるということで、私の読み込みもありますけれども、数値の動向から見るとこういうことなのか。それで氏神の認知度とか、氏神様への参拝の頻度の変化とか、あるいは神棚の保有率とか、ほかにもいろいろあるんですけれども、見ていくと、人口減なんかも考慮して、これまでの神社界のあり方とかなり違ってくるんだらうな、厳しいなと思っています。

後継者調査もずいぶんやりました。十年ほど前に埼玉県、新潟県、山口県、愛媛県もやりました。あちこち、全国の縮図になるようにやりました。後継者がいるかどうかというのを調べたんです。昨年、十年ぶりに埼玉県の神社庁にやらせていただいて報告書をつくりました。そしたら、埼玉県ですら、後継者がいないという割合が一〇％増えているんです。神職の方の意向のなかに自分の代で本務神社を終えてもいい、兼務社になってもいいという宮司さんの意志がかなりはつきり出ています。

こういうデータがある一方で、さすがだなと思うのは、この国に生まれて、この国の風土の中でわれわれは育って

いて、とくべつ習慣とか教えられなくなっても、神社に対する感覚とか崇敬の念をどこかで持ち合わせているんだなということ、データから感じるんです。最後にご紹介できればと思っていたんですが、宗派別に、神道・神社、仏教・お寺、キリスト教・教会、新宗教と四つ分けまして、信頼度調査をするんです。

いちばん古いのが一九九九年。二十年後の二〇一九年。左上に青と赤がぐーっと増えている。これが「信頼できる」なんです。つまり、一九九九年に神社を信頼できるといった方がだいたい四割ぐらいいしかなかったんですが、今年になりましたら、六五％、一・五倍ぐらいに増えているんです。継続的に神社に対する評価が高くなっている。でも、先ほど来データを申し上げましたように、なかなか神社に足を運ばなくなっているし、氏子としての本来の活動はしばらく前からいうとだいぶ薄れている。神棚もない。だけど、イメージとかこういう信頼は増すんですね。大きな社会構造の変動なり何かがあっても、基本的に神社が壊滅するなんていう状況は絶対はないと思うし、お寺はいまひどい目に遭っているんですが、神社はお寺とは違う傾向にあると思います。いまはそれだけ申し上げたいと思います。

櫻井 茂木先生、よろしいでしょうか。

茂木 環境が変わるといいでしょうか、人口減少、そう

いくなかで神社の活動が影響を受けるというのはある程度しかたがないことじゃないかなとは思っています。山間地の集落で、集落全体で山を下りるという決断をされて、年に一ぺんだけ集落の神社の例祭に山を下りた集落の人たちが登ってきて、お掃除をしてお祭りをする。そうやって神社を維持管理しているドキュメントを見たことがありますけれども、そういう神社がけっこうあるんじゃないかなと想像するわけです。それでも集落の人たちは神社に集まって祭礼をするという行為に非常に大きな信頼感というか、安心感をもって、一年楽しみにしているということなので、やはり、ある程度の影響はしかたないでしょうけれども、あくまでも祭礼をきちっと最後まで守って厳修をするというところが、神職としては最低限の務めかなと思います。

もう一つは、いまの石井先生のお話とも関わりますけれども、いろいろな世論調査で見ていると、皇室に何を期待するかというに対して宮中祭祀ということを答える人が非常に多くなっていますね。世の中全体で、やっぱり祭祀の大事さということが、ここ数年の傾向として祈りの大切さということがすこし浸透してきているのかなと。これはやっぱり地域社会で頑張っている神職、あるいは天皇陛下のおかげかもわからないですけども、これを大事にしてしっかりと祭祀伝統を守っていくことが、状況は厳しい

けれども、われわれに課せられた大事な使命かなと思っておられます。

櫻井 ありがとうございます。皆さん方それぞれにお答えいただけたかと思います。そろそろ終了すべき時間になってまいりました。本日は戦後の神社神道というテーマで、戦後というものをどういうふうに捉えるかということで、一つはこれまでの神社神道というかたちで組織として展開してきたこと、そういう活動が可能であったという背景、あるいは、石井先生からはこれからの問題も言っていたいただきましたけれども、やはり神社に対してプラスの評価がきちっと見いだせる。共通の言葉としては「信頼」という価値観が、今日のシンポジウムで確認されたのではないかと思います。そうした信頼を先人たちが築いてこれそれを継承してきた。また、次の世代へこの信頼をどう伝えていくかということをさらなる課題ということにさせていただいて、時間がきましたので、このあたりでシンポジウムを終えさせていただきますと思います。ご登壇の先生方ありがとうございます。